

Japan Foundation for  
Regional Art-Activities

# 公立ホールの舞台技術に関する 調査研究

1999年3月

財団法人 地域創造



## はじめに

財団法人地域創造は、地方公共団体が実施する地域における創造的で文化的な芸術環境づくりを支援するため、財政支援、研修・交流、情報提供など様々な事業を展開しています。

このうち、調査研究事業は、地域で芸術環境づくりに取り組んでいる方々や私どもが進むべき方向を探るために、長期的な視点をもって地域の芸術環境づくりの現状や課題、分析の枠組みを把握することを目的に実施しています。

「公立ホールの舞台技術に関する調査研究」は、公立ホール・劇場の舞台技術部門に関して、現状と課題を調査・分析し、望ましい運営システムのあり方を検討することを目的として行ったものです。

調査の過程で、専門家や公共ホール・劇場の担当者の方など、様々な方々にご協力をいただきました。この場を借りて、深く感謝申し上げます。

本調査の成果が、少しでも公共ホール・劇場の組織づくり、運営に役立てば幸いです。

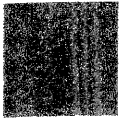
1999年3月

財団法人地域創造

理事長 遠藤 安彦







## 目次

序. 調査研究の目的と構成 .....	i
I. 舞台技術とは	
1. 舞台技術の分野 .....	3
2. 舞台技術各分野の概要 .....	5
(1) 舞台照明	
(2) 舞台音響	
(3) 舞台操作	
(4) 大道具・小道具	
(5) 舞台監督	
(6) 技術監督	
(7) その他	
3. 制作・上演業務と管理業務の分割 .....	9
4. 公立ホールの舞台技術部門に関わる分野 .....	10
(1) ホール付きの舞台技術者	
(2) 制作・上演に関わる舞台技術者	
(3) その他	
5. 舞台における作業の流れ .....	13
(1) 維持管理業務（メンテナンス業務）	
(2) 制作段階	
(3) 上演段階	
6. 表現の保証と安全確保 .....	16

## II. 公立ホールの舞台技術部門の状況

1. 舞台技術部門の運営状況	19
2. 舞台技術担当職員の状況	20
(1) 舞台技術に関わる職員の人数	
(2) 舞台技術に関わる職員の状況	
(3) 舞台技術の専門の常勤職員がない場合、その理由	
(4) 舞台技術・技能に関する研修の実施状況	
3. 技術職員の業務の状況	26
4. ホール利用者への対応	28
5. 舞台技術業務の民間委託の状況	31
(1) 委託の分野	
(2) 委託先との関係	
6. 住民ボランティアの導入の状況	34
(1) ボランティアの導入状況	
(2) ボランティアを導入している施設の舞台技術部門	
(3) ボランティアの安全対策	

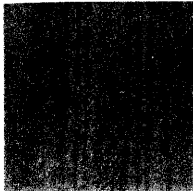
## III. 公立ホールの技術部門の課題

1. 舞台技術者の専門性に起因する課題	41
(1) 行政の人事システムとの整合	
(2) 民間委託での対応の限界	
(3) 他の専門職員の不在による課題	
2. ホールの管理・運營業務と演出を支援する業務の分離に伴う問題	43
(1) 過剰な利用制限や規制のおそれ	
(2) 管理に専念することによる舞台技術者の職能の未整備	
3. 舞台技術を住民に開放する上での課題	45
(1) どこまで、制作・上演のための舞台技術業務の支援を行うか	
(2) 技術ボランティアの導入に関わる課題	
4. 舞台技術分野自体が抱える課題	49
(1) 職能の確立	
(2) 人材の育成	
5. 公立ホールの役割の変化	50

#### IV. 公立ホールのあり方と舞台技術部門

1. 公立ホールの役割に応じた技術部門	55
(1) 公立ホールの役割の明確化	
(2) 公立ホールの役割に応じた技術部門	
2. 地域のホールとしての役割における技術部門の位置づけ	56
(1) 運営に応じた技術部門	
(2) 技術部門の最終的な責任の所在の明確化	
3. 民間や住民との協働	59
(1) 民間舞台技術会社との協働	
(2) 住民の舞台技術への参加ビジョン	
4. 公立ホールの舞台技術専門職員の確保と研修	60
5. 公立ホールの舞台技術部門のあり方	61
<b>参考 事例調査資料</b>	<b>65</b>
財団法人 北海道文化財団	
盛岡市民文化ホール（財団法人盛岡市文化振興事業団）	
富山県教育文化会館（財団法人富山県文化振興財団）	
広島市文化創造・中区民文化センター（財団法人広島市文化財団）	
喜多方プラザ文化センター（喜多方地方広域市町村圏組合）	
會津風雅堂（財団法人會津若松文化振興財団）	
<b>参考 公立ホールの舞台技術部門に関するアンケート調査票</b>	<b>73</b>





# 序. 調査研究の目的と構成

## 1. 調査研究の目的

舞台技術は、舞台作品の創造や上演になくてはならない分野であり、ホール運営の基盤のひとつである。

公立ホールにおける舞台技術業務は、直営、民間への委託、ボランティアの活用などにより運営されている。

しかし、技術スタッフの体制、資質や他部門との連携といった組織の問題や、ボランティアの安全確保、参加意欲の維持と向上方策など、さまざまな問題を抱えている。

また、高機能化した設備は、結果的には従来以上に専門知識、能力を要求することとなっており、地域での創造活動の展開がますます重視されているにもかかわらず、絶対的な舞台技術者の数の不足や地域的な専門家の偏在という状況も見られる。

こうした舞台技術を取り巻く現状において、本調査研究は、公立ホールにおける舞台技術部門の現状と課題を明らかにし、ホール運営上、望まれる舞台技術管理、運営システムについての提言を行うことを目的に実施した。

## 2. 調査研究の構成と内容

### (1) アンケート調査

公立ホールの舞台技術部門の現状を把握するために、アンケート調査を実施した。

#### 調査内容

施設と運営の概要（施設概要、自主事業の概要等）

組織における技術部門の位置づけ（組織形態、施設設備管理規則、責任者等）

技術部門の職員の状況（人数、年齢、在職年数、資格、勤務態勢等）

技術部門の利用者への対応状況（業務分担、利用者の舞台設備操作の制限等）

民間への事業委託の状況（委託分野、委託内容、契約、委託先所在地等）

ホールボランティアの状況等（人数、分野、安全対策等）

## 調査施設と回答施設

アンケート調査にあたっては、全国の公立ホールのうち、施設規模や地域、圏域人口等のバランスを考慮し、比較的自主事業を実施している施設を優先して、400施設に調査票を送付し、300施設から回答を得た。

従って、回答の分布比率が、そのまま全国の公立ホールの状況を反映しているというわけではなく、定量的な結果については、あくまで傾向として認識する必要がある。

調査にあたっては、施設運営における技術部門への考え方等についても聞いており、調査票は、技術部門ではなく、総務部門に宛てて発送している。

表-1 回答施設の分布

	都道府県	政令指定市	広域組合	人口10万以上	人口10~3万	人口3万未満	計	(%)
北海道	1	—	—	3	2	—	6	2.0
東北	6	1	3	13	15	6	44	14.7
関東	5	2	—	40	4	4	55	18.3
北陸中部	7	2	2	26	29	7	73	24.3
近畿	10	3	1	15	9	4	42	14.0
中国	4	1	—	9	9	3	26	8.7
四国	2	—	—	3	6	3	14	4.7
九州	6	2	1	11	17	3	40	13.3
計	41	11	7	120	91	30	300	100.0
(%)	13.7	3.7	2.3	40.0	30.3	10.0	100.0	

## (2) 事例ヒアリング調査

舞台技術部門の運営に対する具体的な取り組みについて、ヒアリング調査を行った。具体的な調査対象およびヒアリング内容は以下のとおり。

### 調査対象

財団法人北海道文化財団

盛岡市民文化ホール（財団法人盛岡市文化振興事業団）

富山県教育文化会館（財団法人富山県文化振興財団）

広島市文化創造・中区民文化センター（財団法人広島市文化財団）

喜多方プラザ文化センター（喜多方地方広域市町村圏組合）

會津風雅堂（財団法人会津若松文化振興財団）

### ヒアリングの内容

組織の概要と舞台技術部門の位置づけ

事業の実施状況と舞台技術部門の役割



舞台技術職員の採用、研修、勤務の状況

舞台技術に関する事業の実施状況

技術ボランティアの現状と課題

### (3) 専門家ヒアリング調査

舞台技術の現状及び今後の方向について、舞台技術に関わる専門家に対するヒアリング調査を実施した。

#### ヒアリングを行った専門家

三田村晴夫（財団法人新国立劇場運営財団技術部長）

#### ヒアリングの内容

舞台技術部門の業務と組織のあり方

### (4) 専門家研究会の開催

アンケート及び事例ヒアリング調査の結果から得られた現状をもとに、公立ホールの舞台技術部門は、どのようにあるべきか、どのような観点から整備が行われるべきか、今後の課題と方策を検討した。

研究会の委員構成および検討内容は以下のとおり。

#### 専門家研究会委員（五十音順）

大野 晃（神奈川県立県民ホール館長）

桑谷 哲男（世田谷パブリックシアターテクニカルマネージャー）

端 洋一（滋賀県文化振興事業団主任技師）

平田 尚文（岡谷市カノラホール館長）

真野 幸明（愛知県舞台設備管理事業協同組合理事）

#### コーディネーター

草加 叔也（劇場コンサルタント・空間創造研究所代表）

#### 研究会の検討内容

公立ホールの舞台技術部門の現状の評価と課題

舞台技術者の職能のあり方

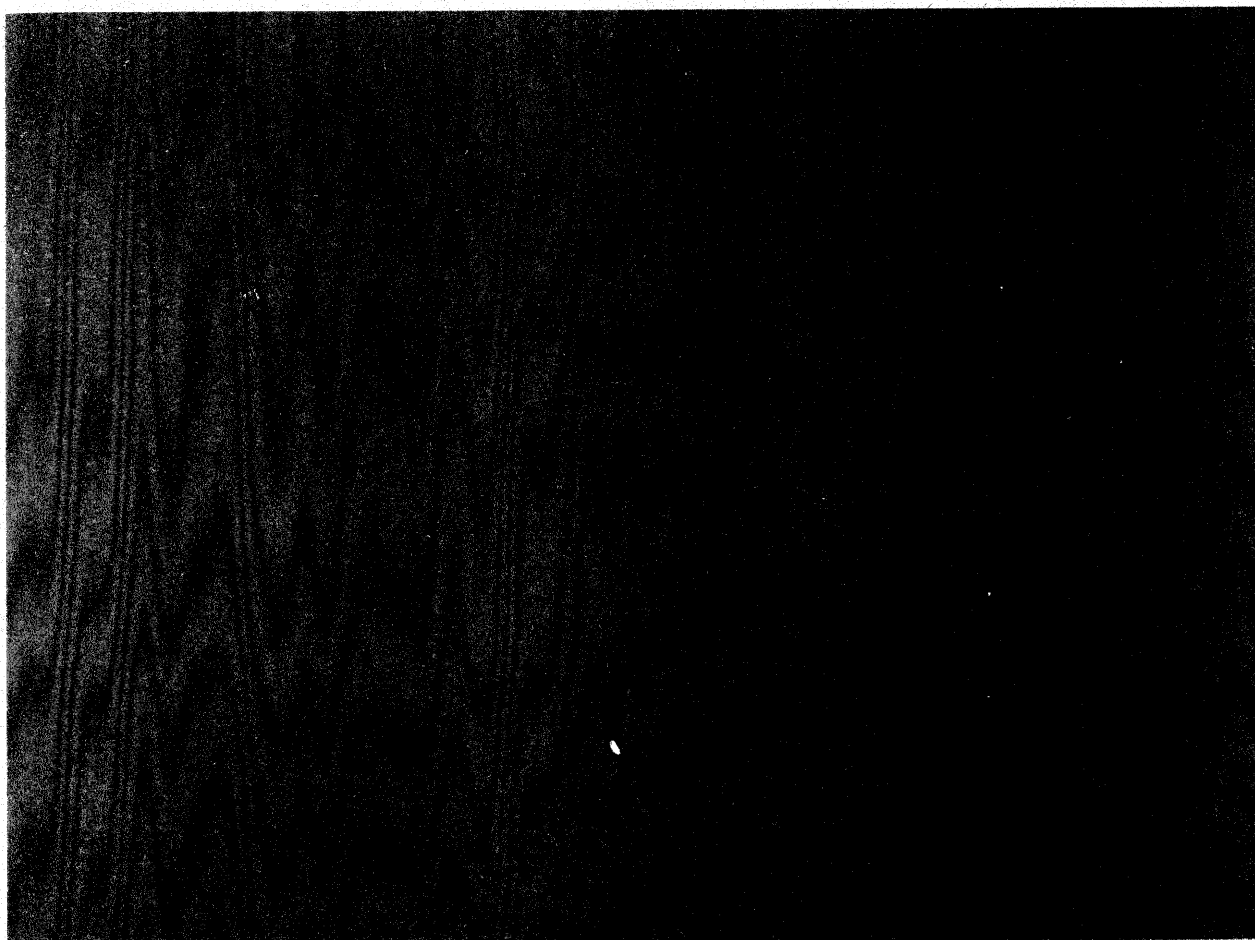
舞台技術管理業務のあり方

舞台技術部門への住民参加の課題とあり方

舞台技術者の育成における現状と課題

公立ホールの舞台技術職員の役割と課題





## 1. 舞台技術とは



## 1. 舞台技術の分野

舞台技術とは、「舞台照明」「舞台音響」「舞台操作」など、舞台上での演出のため劇場の設備や機器などを扱う分野のことをいう。

また大道具や小道具などの計画から製作を行う分野は、「舞台美術」と呼ばれ、舞台機構や舞台操作と深く関わる分野であり、舞台技術の分野に含まれる。

他に、演出を行う上で必要な分野として、小道具、衣裳、メイクなどもあり舞台技術分野に含まれるが、劇場やホールでは、施設に固定した設備や機器を使用する「舞台照明」「舞台音響」「舞台操作」を舞台技術分野ということが我が国では一般的である。

ただし、我が国の舞台技術に関する様々なシステムや一般的に行われている習慣の中には、欧米と異なる点が少なくないことに留意する必要がある。

演出に必要な舞台技術分野の一連の作業は、「デザイン」「製作」「仕込み」「操作」「バラシ」という段階に分けて考えることができる。

デザインとは、演出の意図を実現するため、設備や機材をどのように利用するか、どのような大道具や小道具などを使用するか等の計画を行うことであり、プランニングとも呼ばれる。この役割を担当するスタッフを特に「デザイナー」「プランナー」といい、狭い意味での舞台技術スタッフには含まずに、演出スタッフとして扱われることが多い。

製作段階では、デザインに従って、大道具・小道具の製作や、利用する劇場の設備や機器の利用方法の計画、また必要な機材や設備の調達を行う。

なお、舞台作品自体の準備の予算や進行状況の管理や、券売、広報などの上演準備に必要な一連の業務を「制作」といい、大道具や小道具など上演に必要な具体的な物品を実際に作ることを「製作」といって使い分けることが一般的であるが、厳密な定義ではない。

仕込みは、セッティングともいい、劇場において設備や機器、大道具・小道具を配置し、配線等の準備を行うことである。

操作は、舞台の進行に従い、設備や機器を操作することであり、オペレーションとも呼ばれる。

バラシは、仕込みと概ね逆の手順で行われる終演後の片づけである。

上演時にスタッフ間の連絡に使われるインカムや、舞台の進行状況を楽屋等に伝えるモニター等、舞台上の進行を円滑に行うための通信系の機器がある。これらの通信系の機器は、演出のための機器と一体的に音響部門が管理し、運用することが多い。

舞台の準備や、迫り、スライディングステージ等の舞台機構も、演出のために使用される舞台機構と一体的に、舞台操作分野が管理する。

舞台作品の制作過程では、これら舞台技術各分野の調整を行い、上演段階では、その準備から仕込み、各分野の操作のタイミング、さらに終演後の片づけまで、一連の舞台での進行を管理する「舞台監督」という役割がある。

舞台監督は、制作や上演全般に関わる役割であり、特に舞台技術各分野に対する知識が必要であり、一般的には舞台技術分野に含み、舞台操作とともに「舞台」分野という呼び方をされることが多い。

表-2 舞台技術分野

分野	原簿	デザイン	製作(制作)	仕込み	操作	バラシ
舞台照明		舞台照明のプランニング	機材等の準備	照明機材等のセッティング	照明機材の操作	照明機材等を元の状態に戻す
舞台音響		舞台音響のプランニング	ソースの作成 機材等の調達	音響機材等のセッティング 連絡設備の準備	音響機材の操作 連絡設備の管理	音響機材等を元の状態に戻す
舞台操作				舞台美術、舞台機構等のセッティング 仕込みに使用する機構の操作	舞台美術、舞台機構等の操作	舞台美術の解体、舞台機構等を操作し、最終的に元の状態に戻す
舞台美術		舞台美術デザイン	舞台美術の作成			
舞台監督		各分野の調整	各分野の調整、進行管理	作業全体の管理、調整	舞台進行、各分野の操作の管理	作業全体の管理調整等

以上は、演劇などにおける舞台技術各分野の基本的な役割である。公立ホールでは、利用用途が多岐に渡り、講演、会議、映写会なども行われる。そのため、同時通訳設備や映写設備などが使われる機会もあり、公立ホールの舞台技術部門では、舞台照明、舞台音響、舞台機構以外に、これらの設備に関わることがある。



## 2. 舞台技術各分野の概要

### (1) 舞台照明

舞台照明は、複数の照明機材を使用して、舞台上の空間的、時間的演出を行う分野である。

舞台照明の基本となるのは、「器具のセッティング」「負荷選択」「調光操作」である。

器具のセッティングとは、照射される光のシャープさや明るさの違う数種類の照明器具を、それぞれに照射方向、照射角度の広がり、色を設定し、舞台や客席の周囲に配置し、それぞれ決められた配線（負荷回路という）につなぐことである。

負荷選択というのは、セッティングを行った器具の光量を手元の調光操作卓で操作できるように、負荷回路と調光操作卓の回路とを組み合わせることである。

なお、照明器具の光量を実際に変化させるのは、器具に供給する電気を変化させる調光機という機器であり、調光操作卓で直接に変化させるわけではない。かつては、調光操作卓の各スイッチ（フェーダーという）と調光機との間の回路が固定され、負荷回路との組み合わせを行うことで、フェーダーと器具の関係を組み立てていたが、近年のホールでは負荷回路と調光機との関係が固定され、調光操作卓上で負荷選択が可能になっている。

調光操作というのは、舞台進行にあわせ、調光操作卓の操作によって、場面毎に順次、舞台の照明を変化させていくことである。簡易なものを除けば、今日の調光操作卓は、一旦、操作の手順を記憶させることで、同じ舞台照明の状況を簡単に再現することが可能であるが、予め場面毎の照明を作っていくという作業が必要である。

以上にあげた基本的な舞台照明のシステム以外にも、舞台照明には、様々の照明器具が使用される。客席後方に置かれて、舞台上の人の動きにあわせてスタッフが操作する器具をフォロースポットライトといい、ほとんどのホールには備えられている。

また、照射する形を設定できる器具、様々の模様を投射できる器具、さらにその模様を動かすことのできる器具など多様なものがあるが、いずれのホールにも備えられているという器具ではない。

また、近年は、器具自体の照射方向、広がり、色等の変化をリモコンで行うことのできる器具が普及しつつある。このような器具は、光の方向や色を変化させることを演出的に使用するという使い方がされている。

なお、客席照明、作業灯についても、舞台照明スタッフが操作を行う。

## (2) 舞台音響

舞台音響の役割は、主に「再生」、「拡声」、「録音」に分けられる。

再生は、あらかじめ録音されていた音を再生することによって演出を行うことであり、音楽や必要な効果音を録音したCD、テープ、MD等が素材として使用される。舞台周辺や客席に置かれたスピーカーの音量やタイミングを細かく調整することで、あたかも音源が任意の場所にあるかや、動いているかのようにコントロールする音像定位も再生の技術のひとつである。

拡声は、舞台上の音声をマイクで収録し、その音量を増幅してホール内に流すことであり、音源となる出演者や演奏家ごとにマイクを使うケースと、舞台全体の音声を拡声するケース、さらに両者を組み合わせるといったケースがある。また、ホールでの本来の反射音を変化させる建築音響の補正も「拡声」のひとつと考えられる。

使用される機材は、近年デジタル化が急速に進んでおり、より細かな調整が可能になっている。

劇場やホールには、音響操作室が備えてあるが、客席に音響操作卓を仮設することがよく行われる。観客と同じ音を聞きながら音響の操作を行うことが可能という要因と、音響機材、特に操作卓は上演団体が持ち込むことが少なくないという要因によってである。

## (3) 舞台操作

舞台操作は、舞台機構の操作や大道具類の転換を行う分野で、大きく「床機構」と「吊り物」に分けられる。

床機構は、迫りやスライディングステージ、回り舞台など、舞台床の一部を動かして、場面転換に使用されるものである。床機構はホールによって仕様が異なり、複数の会場で公演が行われる作品で演出上に使うことは難しい。また、稽古場で動きを再現することも難しいため、上演施設を使って稽古が行えるような場合以外には、演出的な使用は必ずしも多くない。そのため、貸館の多い公立ホールでは、仕込み作業の動力として使用されることもある。

吊り物には、大道具類や背景を吊して昇降させることで場面転換を行う美術パトン、舞台上の照明器具を吊り込むための照明パトン、各種の幕類、さらにはスクリーンや吊りこみ型の音響反射板がある。

吊り物には、手動のものと動力付きのものがある。手動のものは「綱元」と呼ばれる機構で操作され、カウンターウェイトと呼ばれる錘の着脱によって、パトンに吊り下げ

たものの重量とバランスをとり、綱を上下することで操作する。動力付きのものは電動式が多く、舞台操作盤のスイッチによって操作を行う。

床機構も吊り物も、操作を誤ると人身事故につながり、非常に危険を伴う分野である。

また、次項で述べるが、劇場やホールでの大道具の建て込みの際に共通して使われる用品がある。舞台の一部を高くするために使われる「平台」、高さを調整する「箱馬」や「足」、舞台床に敷かれる「地かすり」、平面的な大道具を自立させるための支えである「人形立て」などであり、舞台操作分野がこれらの備品の管理や運用も行う。

また、公立ホールでは、様々の演目に使われる用品を備えることが多い。日本の伝統芸能に使われる所作台、金屏風、もうせん、さらには講演用の演台など、これらの用品も舞台操作分野で管理と運用を行う。

#### (4)大道具・小道具

大道具に加え、小道具、背景幕等は舞台美術を構成する重要な要素で、シーンごとに舞台全体が計画、作成される。

大道具は「舞台装置」と呼ばれることもある。舞台床への敷物、舞台の一部を高くすること、幕に描かれたり、立体的に組み立てられたりする舞台の背景など、視覚的な演出効果を担う。

かつては、大道具は「木」や「紙」を主体として作られてきたが、現在では金属や合成樹脂素材なども多用されるようになってきている。

モノとしての大道具の製作を行う分野として「大道具」があり、舞台上での組立や転換時の移動も行う。

小道具とは、机や椅子といった類のものから、俳優が演技上に使用する小物まで、舞台上に置かれ、また移動させて使われる道具類のことをいう。

モノとしての小道具を、調達、製作する分野も、そのまま「小道具」と呼ばれる。舞台上でよく使われる小道具類をそのまま借りてくる場合もあるが、特定の舞台作品にあわせてデザインされ、製作される場合もある。大がかりな舞台作品では、ホールで小道具係のスタッフが、進行にあわせての小道具の出し入れ、修理・調整などを行う。

## (5) 舞台監督

舞台監督は、制作段階では各分野のプランニングの調整、稽古から上演に至る間で必要なモノの製作のスケジュールや進行管理を行う。

また、上演段階では、搬入から退館にいたるまでの当日のタイムスケジュールを作成し、進行を管理する。公演時には、各きっかけの指示を与えて、舞台進行の管理を行う。

このように、舞台技術分野全般に対し、その内容を把握し管理を行うとともに、出演者に対してもきっかけの指示を出す。また、利用団体を代表して、ホール付きの技術者との打ち合わせや、上演に関わる物理的与件の調整を行うのが舞台監督であることが少なくない。

なお、このような「舞台監督」の役割は日本独自のものといえる。諸外国では、舞台監督に相当する「ステージ・マネージャー (stage manager)」は、あくまで上演時の舞台技術分野の進行管理のみを行うことが一般的であり、日本の舞台監督が担う制作時の役割は、「プロダクション・マネージャー (production manager)」といわれるスタッフが行う。

## (6) 技術監督

我が国では、現在のところ必ずしも一般的に見られる役職ではないが、劇場やホールには技術監督を置くべきであるという意見があり、新しい劇場・ホールでは、実際に置いている施設もある。

舞台技術分野には、舞台照明、舞台音響、舞台操作などが含まれているが、劇場やホールでの舞台技術面の諸問題について総括し、内部の事業、制作、総務、あるいは対外的にも、技術部門を代表することがある。

## (7) その他

舞台衣裳を扱う分野は「舞台衣裳」あるいは「衣裳」といい慣わされている。衣裳をそのまま借りることがある一方、特定の舞台作品のために衣裳がデザインされ、製作されることもある。大規模な公演では、専門家の舞台衣裳係が楽屋で衣裳の管理や調整、着付けを行う。

メイクとは、舞台用のメイクアップを行う分野であり、アマチュアや小規模な公演を除いては、専門家が楽屋でメイクアップを行う。

### 3. 制作・上演業務と管理業務の分割

舞台技術分野には、個々の舞台作品の上演や催しの実施のために行われる「デザイン、プランニング」「仕込み、セッティング」「操作、オペレーション」や、これに加えて「撤去、バラシ」という一連の業務がある。

また、個々の作品に使用される様々の舞台設備や機器などのモノを、日常的に維持・管理するという業務も存在する。

日本の劇場・ホールの多くは、一般的に特定の団体（あるいは組織）が施設を専有することはない。そのため、多くの利用団体に共通して必要な舞台設備や機材、さらに業務を、劇場・ホールが備えておくことにより、利用する団体個々の負担が軽減できるようになっている。従って、日本では「施設」と「創造団体」とで、舞台技術について役割を分担することが多くなっている。

特に、日本の公立ホールの場合には、さらに講演会や会議などの多様な用途が想定されており、利用者に「場」を提供することを主眼として整備されてきたという経緯がある。利用者の負担をなるべく軽減しつつ、多様な文化活動が可能となるようにという配慮から、多様な用途に対して必要な一通りの機材や設備を備えており、場合によっては相互の用途を制約するような舞台設備さえ設置してきたという経緯がある。

このように、ホールに属する舞台設備や舞台機材を、安全に適切に活用するための「管理・運営」業務は、個々の創造作品のための業務とは分離されて、多くの場合、施設付きの舞台技術者の役割となっている。

一概にはいえないが、ブロードウェイやウェストエンドの商業劇場では建物だけを貸し、演出に必要な機器は、舞台作品に応じて創造団体が調達して設置して利用するということが行われている。この場合には、舞台技術部門は創造団体に属していることとなる。また、ヨーロッパの多くの劇場というのは、単に舞台作品を上演するための施設ではなく、舞台芸術作品を創造するための集団（あるいは組織）である。つまり、○○劇場というのは、会場であり舞台芸術の創造集団でもある。この場合、「施設」と「創造団体」の技術部門は基本的に一体のものであると考えられる。

それに対し、「創造団体」とは分離した形で、「施設」としての舞台技術業務があることが、これまでの日本の公立ホールの特殊性としてあげられる。

## 4. 公立ホールの舞台技術部門に関わる分野

### (1) ホール付きの舞台技術者

公立ホール付きの舞台技術者というのは、必ずしも、設置した公共団体の職員ばかりではなく、大きくは3通りのケースが考えられる。

第1に、施設を設置した地方公共団体の職員である場合。(第1セクター)

第2に、地方自治法244条の規定によって、その管理運営を受託することのできる団体の職員である場合。(第3セクター)

2の場合、全ての職員がその団体の職員、つまりプロパー職員ではなく、一部は設置した自治体からの出向職員であるという場合も多い。

基本的には継続してホールの管理運営を行うプロパー職員と、定期的に異動を行う出向職員と、どのように役割分担ができるかということが、重要な課題であり、現場の舞台技術部門と公共団体の文化施策部門が理解しあえる体制の構築が必要である。

第3に、民間の舞台技術会社のスタッフを常駐させて、ホールの舞台技術に関する業務を委託するという形態がある。

### (2) 制作・上演に関わる舞台技術者

貸館事業の比重が大きい公立ホールでは、実際にホールが利用される場合、ホールを借りた団体あるいは団体が依頼した舞台技術者が、ホールの施設・設備・備品を使用することが一般的である。

ホールの自主制作事業においては、制作・上演に関する業務を、ホール付きの舞台技術者が行うケースもあるが、これまでは制作自体を外部に委託して、外部の舞台技術者が行う場合が多い。

これら舞台作品や催しを行う団体の舞台技術者も多様である。例えば、プランニングと、実際の制作や上演時の仕込み、上演時の操作とで分担が行われることが一般的である。さらにそれぞれの業務を行う舞台技術者は、創造団体に直接所属しているのではなく、外部に委託されていることも少なくない。全国を巡るようなツアーでは、上演に関わる舞台技術者を、上演地によって違う会社に委託するというも行われる。

また、特殊な機器を使用する場合には、舞台技術部門を委託された会社などが、さらに特殊な機器や備品の製作・調整・運用を専門会社に委託するというも行われる。

このように多様な制作・上演形態によって、様々な技術を持った舞台技術者を集め、統括していき、ホールの技術部門の窓口となるのは舞台監督の重要な役割となる。



### (3) その他

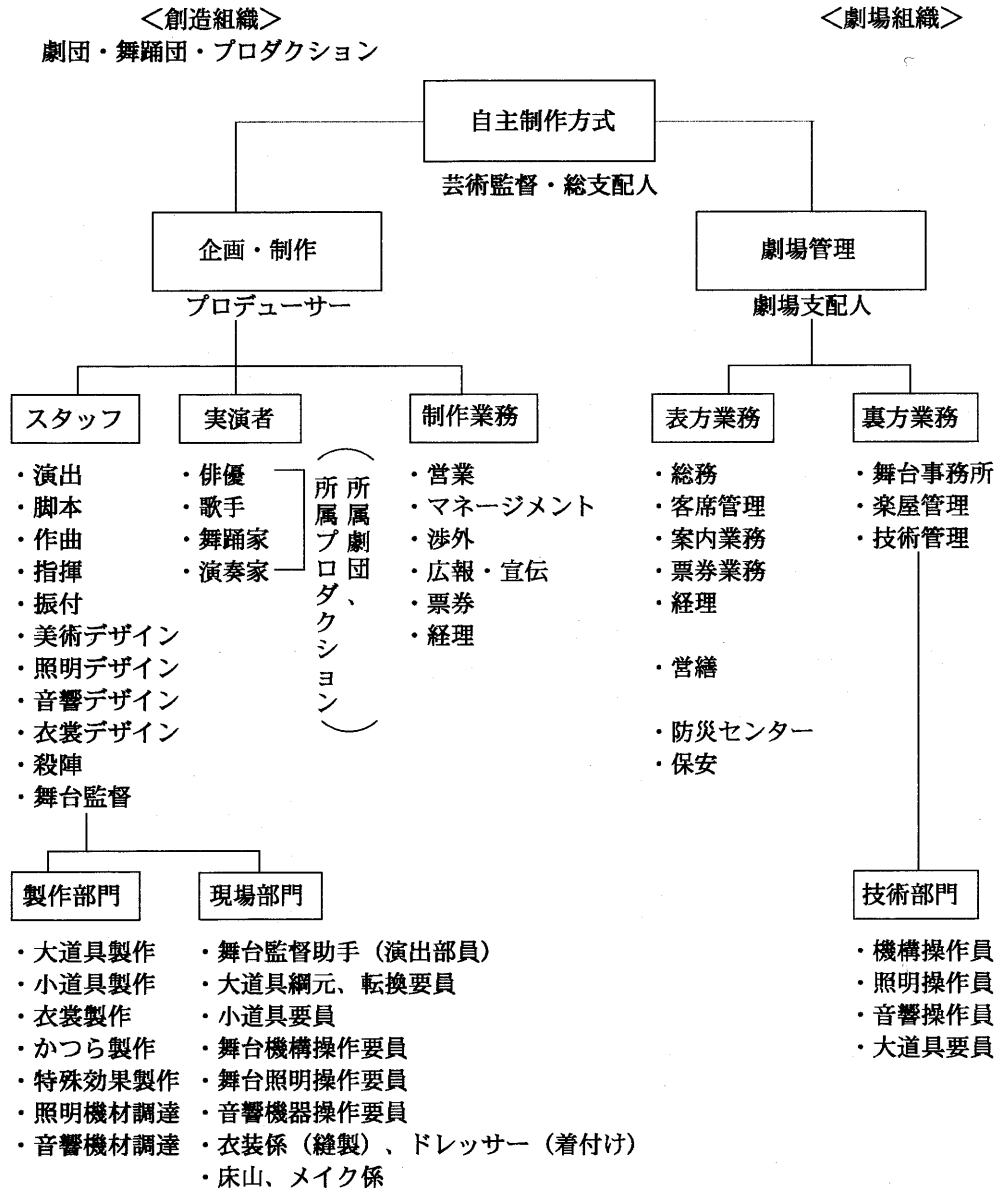
その他に、ホールの舞台技術部門に関わりが深い業種として、舞台設備や機材のメーカーがあげられる。

日常的な維持管理業務のうち、舞台設備や機材の保守点検は、メーカー等の技術者が関わるのが一般的である。

ホールの機能に関わる点として、舞台設備のメーカーにより、演出表現の自由さと安全の確保という面での考え方にも差があることがあげられる。例えば、安全性を重視し、舞台設備が物理的に安全な状況を確認できなければ動かないようにする装置を組み込めば、操作性が悪くなり、演出の自由度も制約することがある。逆に、操作する技術者が安全確保を行うことを期待し、演出の可能性を優先した場合には、操作を誤れば人身事故のおそれがある。

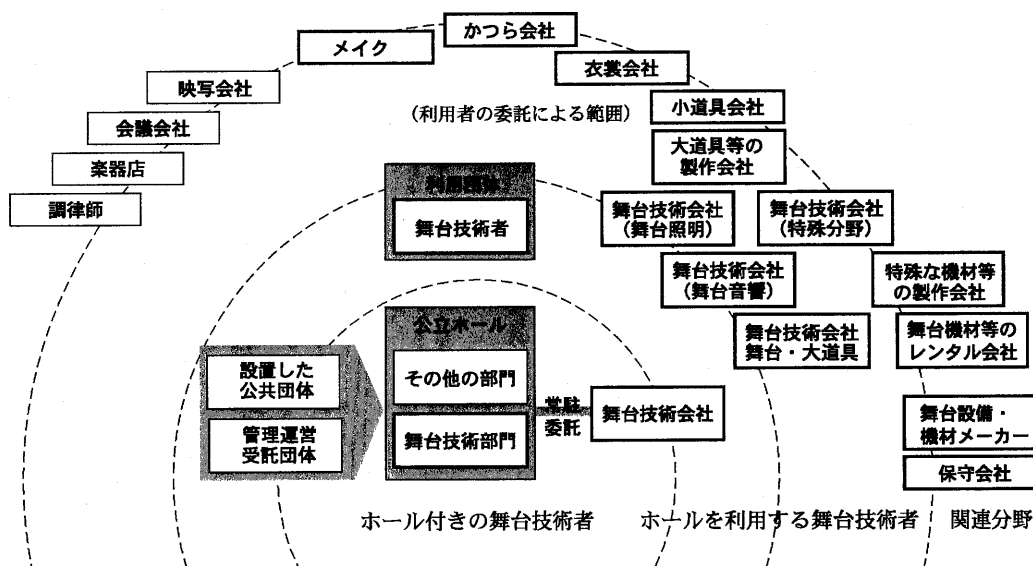
このように、安全性の確保と演出の可能性という、時には相反することもある要素は、現実の舞台技術業務にとって重要な課題である。

図-1 劇場の機能組織図例



大野晃「創造組織と管理組織の関係図」

図-2 公立ホールの技術部門を取り巻く主要要素



## 5. 舞台における作業の流れ

「ホール付き」の舞台技術者と、利用団体の舞台技術者が分離している状況を前提とした、公立ホールでの一般的な舞台技術者の主要な業務には、以下のようなものがあげられる。

### (1) 維持管理業務（メンテナンス業務）

日常の機材類の維持管理は、ホール付きの舞台技術者が行う。機材の数量等の管理、破損状況のチェック、舞台照明機材の球切れ、操作機材の調整等を行う。

舞台設備に不具合があった場合には、設備の設置メーカー、あるいは保守業者が保守点検を行うことが一般的である。

また、このメーカー、あるいは保守業者は、定期的に点検を行い消耗部品の取り替え、舞台設備自体の調整等を行う。ホール付きの舞台技術者は、日常での点検を主に行うことになる。

表-3 維持管理業務の内容

ホール の 舞台技術部門	日常の維持管理				定期点検			緊急時
	日常の 機材管理	操作機材 の調整	消耗品の 交換	不具合の 発見	問題点等の連絡			連絡
舞台設備 メーカー 保守業者				不具合の 調整	舞台設備自 体の調整	消耗部品 の交換	定期点検	緊急対応 応急修理

(2) 制作段階

ホールの舞台設備や機材についての情報を利用団体に提供する。

利用団体からは、使用する舞台設備や機材、また持ち込む機材について、仕込み図によって示される。舞台転換等が複雑な場合は進行台本も示される。

一般的でない舞台設備や機材の利用をする場合、操作盤等が持ち込まれる場合には個別に相談が行われる。

また、危険物の持ち込みや禁止行為にかかわることで、消防署等の届け出事項がある場合、原則として利用団体が届けることになるが、その確認や助言をホール付きの舞台技術者が行う場合も多い。

当日に必要な「制作・上演」スタッフについての斡旋を依頼されるケースもある。

表-4 制作段階の流れ

	利用申請	計画	打ち合わせ	調整
利用団体	利用申し込み	プランニング	仕込み図、進行台本等による上演の情報提供	不明な点の確認 変更点の連絡
ホールの舞台技術部門	施設の仕様、舞台設備や機材の数量仕様等の情報提供 仕込み図用紙等の提供	相談・助言	問題点等の指摘、相談 安全確保に関する確認 当日のスタッフや機材の手配の斡旋等	不明な点の確認 変更指示 詳細打ち合わせ

(3) 上演段階

図-3 スケジュール例

		利用団体				ホール付きの舞台技術者			
搬入	機材や大道具をホールに運び入れる						<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入への立ち会い</li> <li>・搬入用の舞台機構の操作</li> <li>・舞台設備等の案内</li> <li>・所作台、人形立てなど使用する備品の準備</li> </ul>		
	小道具・衣裳など楽屋へ運び入れる小口の荷の分配								
仕込み	<p>舞台と客席に、照明・音響などの機材や道具類をセットし、上演空間をつくるとともに、操作室の準備を行う</p> <p>照明、音響、舞台の各分野に分かれ、順次、舞台上での作業を行ってゆく</p>	(照明)		(音響)		(舞台)			
		照明バトンを降ろし、吊込み	客席側の機材セット	仮設の機材のセット	舞台脇等での大道具仮組立	地がすりを敷く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕込用舞台機構の案内や操作</li> <li>・舞台設備等の案内</li> <li>・所作台、人形立てなど使用する備品を準備</li> <li>・各スタッフからの要望の調整</li> </ul>		
		舞台上の器具のセット			美術バトンを下ろし、大道具の設置	カウンタウエイトの調整			
			照明チェック	調光操作室の準備	スピーカーのセッティング	舞台上の大道具の組立		幕類の高さや位置の調節	
		音響チェック							
		休憩	分野ごとに、作業の合間に適宜、休憩、食事をとる						
		場あたり	客席からの見え方のチェック	場面ごとに照明の調整	場面ごとに音響の調整	場面ごとに大道具の組立と調整		各スタッフの支援	
小がえし	進行手順の確認。変更がある場合、その打ち合わせ	照明機器の調整と操作の確認	音響機器の調整と操作の確認	舞台転換等の操作手順のチェック	進行手順に変更がある場合、その打ち合わせ				
リハーサル	本番同様に舞台を進行する。								
開場	リハーサルが続いている場合もある	最初の場面の照明準備	客席照明	客席用BGMや案内放送	大道具類を最初のシーンに戻す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難通路の確保など防災面のチェック</li> <li>・立ち会い</li> </ul>			
本番	上演の操作						舞台機構操作		
バラシ	チェックを除いた仕込みの逆の作業						<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出の立ち会い</li> <li>・舞台設備や機材等の原状回復のチェック</li> </ul>		
搬出	搬入の逆の作業								

## 6. 表現の保証と安全確保

公立ホールでは、これまで貸館を中心とした運営が行われてきた結果、主に管理やメンテナンス業務を行うホール付きの舞台技術者が配置されてきたという経緯がある。

従来 of 公立ホールの考え方は、「場」を提供するだけという考え方が主体であった。そこで、個々の上演作品の演出や表現に関わる業務、プランニングはもちろんのこと、仕込みやセッティングや舞台設備の操作は「制作・上演」側が行うことであり、ホールの舞台技術部門は、管理業務の一環として「立ち会う」だけということが往々にして行われてきた。

直接に個々の表現のための作業には関わらなくとも、「制作・上演」団体が様々の演出表現を行うことを可能にするよう支援することも、ホール付きの舞台技術者にとって重要な役割であるといえよう。

一方、舞台技術にとって重要な要素に、安全の確保がある。舞台技術の業務は高所作業をとめない、電気を扱う。さらに、舞台設備は操作を誤ると、本人だけでなく他のスタッフや出演者、さらに観客にも相当に危険が及ぶおそれがある。そこで、施設内での事故を防止するため、設備や機器の使用状況を把握し、助言し、場合によっては利用方法について制限を行うことも、ホール付きの舞台技術者にとって重要な業務である。

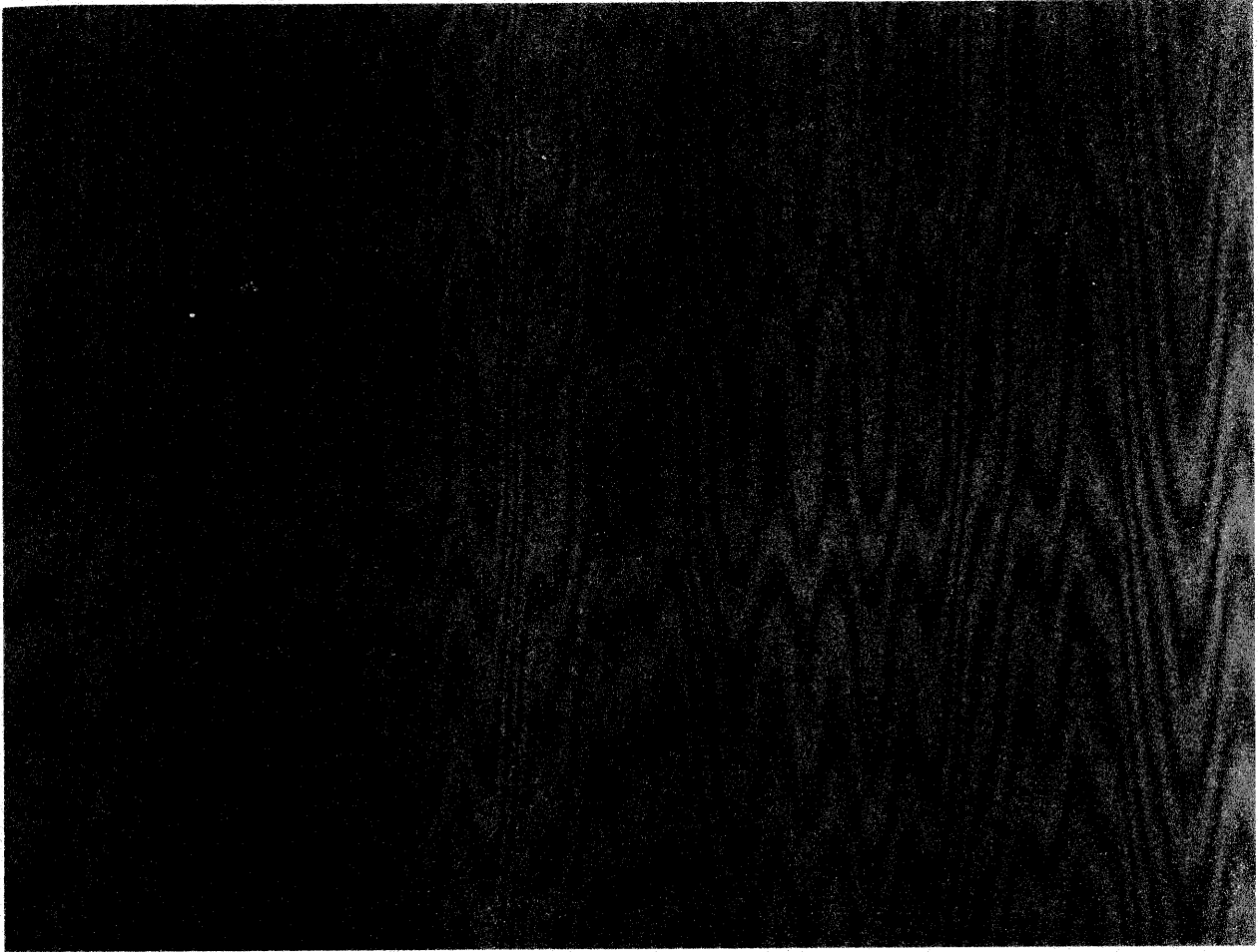
ホールにより、施設の構造や舞台設備や備品の内容や仕様は異なり、あるホールでは安全に行える表現手法であっても、別のホールでは危険を伴いかねない場合もありうる。その際に、いかにして安全を確保して必要な表現を行うか、施設や設備を熟知しているホール付きの技術者のはたす役割は重大である。

ホールは不特定多数の人が集まる施設であり、消防法上、最も厳しい規制が行われている建築物である。ただし、消防法上では、原則として禁止する行為をあげた上で、十分な安全が確保されている場合に限り、規制が緩和されることがある。

原則として禁止される行為には、舞台上での裸火や可燃物の使用、誘導灯の消灯など、演出では、往々にして要求されることが多い。このような行為を禁止行為であると一律に禁ずるのではなく、演出が求める効果を十分に制作者や創造団体側の舞台技術者と検討し、協議した上で安全対策を行い、許可を得た上で実行することがホール付きの舞台技術者の果たすべき役割ではないだろうか。

このように、演出表現の可能性と安全の確保を両立させることが、公立ホールの舞台技術部門にとって、重要な役割であるといえよう。





## II. 公立ホールの舞台技術部門の状況



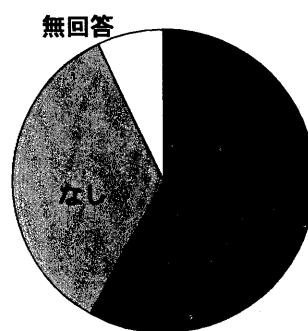
## 1. 舞台技術部門の運営状況

本章では、平成10年8月に実施したアンケート調査の結果をもとに、公立ホールの舞台技術部門の現状について述べることとする。

ホールの舞台技術部門にとって、安全の確保と表現の保証は最も重要な課題であり、高度な技術的判断が必要な場合も多い。その基準を作成しているかどうか、その判断を最終的に行うポジションはどうか、について聞いた。

表-5/図-4 ホール独自の設備や備品に関する管理運営規則の有無

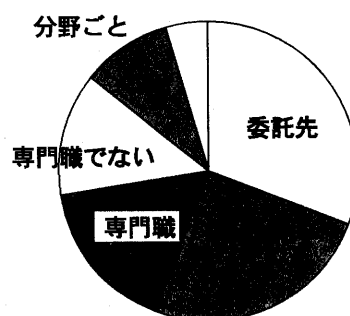
		(%)
あり	105	35.0
なし	175	58.3
無回答	20	6.7
	300	100.0



結果としては、「ホール独自の設備や備品に関する管理運営規則」は定めていない施設が62%以上を占めている。事実上、ケースバイケースで判断していると考えられる。

表-6/図-5 舞台技術部門を総括する責任者の有無

		(%)
事実上、委託先のスタッフが総括	93	31.0
特に定めず、他部門と一体的に総括	75	25.0
舞台技術の専門職から定める	50	16.7
舞台技術の専門職ではないが定める	40	13.3
照明・音響・舞台等、分野ごと	29	9.7
無回答	13	4.3
計	300	100.0



舞台技術を総括する責任者については、職員のうち技術の専門家が行っているという体制にあるところは多くなく、舞台技術の専門職が行っているケース、照明、音響、舞台等、分野ごとに行っているケースを合わせても20%弱である。

事実上、委託先のスタッフが総括しているというケースと、事務局長や館長などが他部門と一体的に総括しているケースが多い。

専門職員がいなくて技術部門を民間委託によっている施設では、専門的な判断を委託先の職員に頼らざるを得ない。しかしながら、委託先の職員による判断に対して、施設としての程度の責任がとれるか、ということについての問題が残るであろう。

また、判断には責任がともなうため、管理運営の責任者が技術部門についても総括している場合は、施設利用における安全についての技術的判断が可能かについて問題が残る。

## 2. 舞台技術担当職員の状況

### (1) 舞台技術に関わる職員の人数

「舞台技術に関わる人数」を聞いているが、この設問では無回答であった施設でも、内訳の個々の職員の状況について回答のあった施設では、その人数を算入した。

表-7 ホール職員のうち舞台技術部門に関わる人数(設置主体・運営主体別)

	設置地域						計	(%)	運営主体	
	都道府県	政令指定市	広域組合	人口10万以上	人口10~3万	人口3万未満			直営	別法人
11人以上	1	2	—	2	1	—	6	2.0	2	4
8~10人	8	1	—	10	1	—	20	6.7	4	16
5~7人	9	2	—	23	8	—	42	14.0	15	27
4人	5	—	1	8	13	2	29	9.7	11	18
3人	5	1	2	11	11	7	37	12.3	14	23
2人	1	1	1	7	13	10	33	11.0	20	13
1人	2	1	—	6	11	4	24	8.0	15	9
いない	5	1	—	23	15	—	44	14.7	21	23
無回答	5	2	3	30	18	7	65	21.7	31	34
計	41	11	7	120	91	30	300	100.0	133	167

図-6 ホール職員のうち舞台技術部門に関わる人数

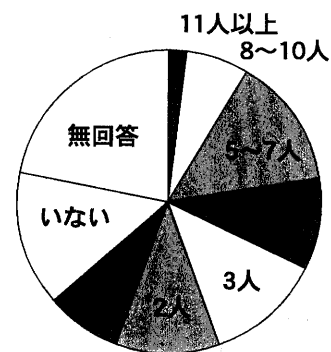


表-8 ホール職員のうち舞台技術部門に関わる人数(規模別・勤務態勢別)

	主なホールの規模別						勤務態勢	
	1500席以上	1200席以上	1000席以上	800席以上	500席以上	500席未満	通常勤務	変則勤務
11人以上	3	1	—	—	2	—	1	5
8~10人	12	6	1	—	1	—	6	14
5~7人	14	14	7	5	2	—	15	26
4人	7	7	7	4	1	3	13	15
3人	8	5	9	10	4	1	24	12
2人	7	5	7	4	7	3	22	9
1人	2	4	5	4	8	1	18	5
いない	10	12	5	4	10	3		
無回答	15	20	12	6	9	3		
計	78	74	53	37	44	14	99	86

勤務態勢に無回答の施設があり  
両者の和は合計に一致しない

無回答とゼロを含めて、1/3以上の施設で、技術に関わる職員がいない状況である。

一方、最多は35人の施設であった。この数字には、建物の営繕や技術部門の庶務も含んでおり、それを除いた照明、音響、舞台分野では26人となっている。この施設は、大中2つのホールからなり、稼働率も高い。民間委託を行わない場合には、管理業務だけでも26人の人材が必要になる施設もある。

## (2) 舞台技術に関わる職員の状況

舞台技術に関わる職員の個々については、延べ759人分についての回答があった。

表-9 常勤・非常勤の別

	都道府県	政令指定市	広域組合	人口10万以上	人口10~3万	人口3万未満	計	(%)	直営	別法人
常勤	171	37	12	300	149	47	716	94.3	229	478
非常勤	4	—	—	4	11	2	21	2.8	10	10
無回答	—	—	—	15	7	—	22	2.9	8	14
計	175	37	12	319	167	49	759	100.0	257	502

図-7 常勤・非常勤の別

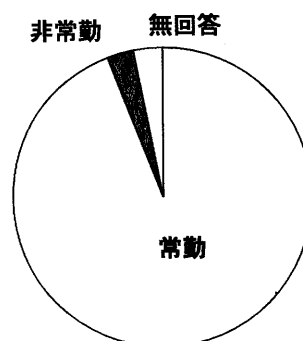
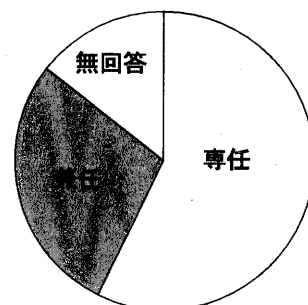


表-10 専任・兼任の別

	都道府 県	政令指 定市	広域組 合	人口10 万以上	人口10 ～3万	人口3 万未満	計	(%)	直営	別法人
専任	146	29	5	193	56	7	436	57.4	104	332
兼任	17	3	7	78	77	33	215	28.3	95	120
無回答	12	5	—	48	34	9	108	14.2	58	50
計	175	37	12	319	167	49	759	100.0	257	502

図-8 専任・兼任の別

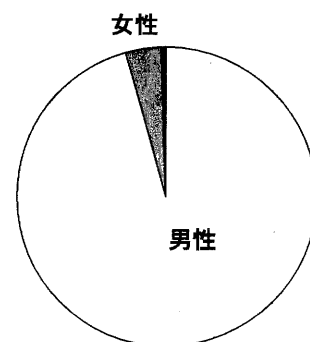


回答のあった職員のうち94.3%が常勤職員であるが、専任の職員は57.4%であった。特に直営の施設では、専任の職員は41%である。

表-11 性別

	都道府 県	政令指 定市	広域組 合	人口10 万以上	人口10 ～3万	人口3 万未満	計	(%)	直営	別法人
男性	168	37	12	306	158	45	726	95.7	244	482
女性	5	—	—	12	9	4	30	4.0	11	19
未回答	2	—	—	1	—	—	3	0.4	2	1
計	175	37	12	319	167	49	759	100.0	257	502

図-9 性別



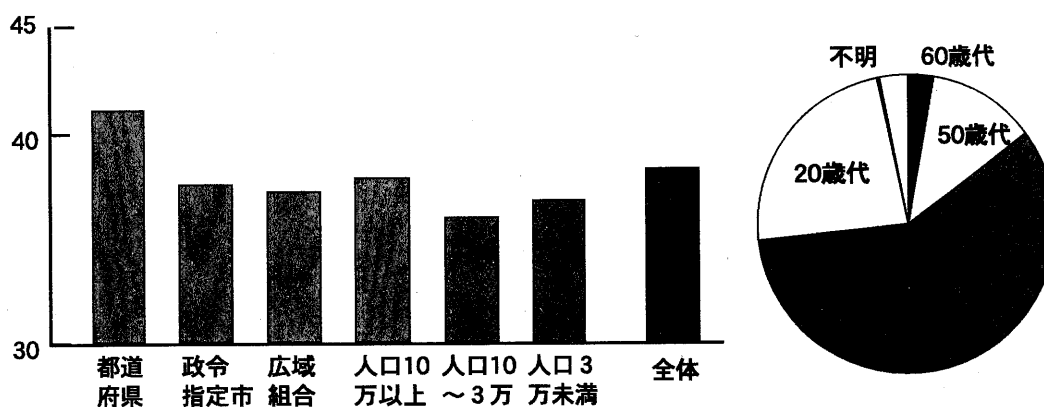
性別では圧倒的に男性が多い。劇場やホールの現場では、近年、舞台技術者に女性が多くなっているといわれているが、こと公立ホールの職員に関しては、まだ少ないという状況である。

表-12 年齢

	都道府県	政令指定市	広域組合	人口10万以上	人口10～3万	人口3万未満	計	(%)	直営	別法人
60歳代	6	2	—	11	3	—	22	2.9	11	11
50歳代	39	5	1	27	13	6	91	12.0	38	53
40歳代	51	4	3	90	35	15	198	26.1	71	127
30歳代	37	12	5	119	61	12	246	32.4	74	172
20歳代	32	7	3	72	49	15	178	23.5	55	123
20歳未満	—	—	—	—	1	1	2	0.3	2	—
不明	10	7	—	—	5	—	22	2.9	6	16
計	175	37	12	319	167	49	759	100.0	257	502
平均	41.0	37.6	37.2	37.9	36.0	36.8	38.3		39.6	37.6

図-10 平均年齢

図-11 年齢分布



年齢としては、30代が最多であり、平均年齢は38.3歳となっている。

一般行政職員の平均年齢は、40.6歳\*であり、公立ホールの舞台技術に携わる職員は、平均より若いといえる。

特徴的なのは都道府県立施設の平均年齢が高いことであり、概ね人口規模の多い地方公共団体のホールほど平均年齢が高くなる傾向がある。

また、直営施設は、人口規模の少ない地方公共団体の方が比率が高く、平均年齢が高くなっている。

\*自治省行政局公務員部給与課「平成9年地方公務員給与実態調査」

表-13 在職年数

	都道府県	政令指定市	広域組合	人口10万以上	人口10~3万	人口3万未満	計	(%)
30年以上	12	2	—	2	2	—	18	2.4
20年以上	29	3	—	26	5	1	64	8.4
15年以上	20	1	6	23	9	1	60	7.9
10年以上	13	1	—	43	22	2	81	10.7
5年以上	38	15	1	83	50	15	202	26.6
3年以上	24	2	4	56	37	13	136	17.9
1年以上	24	7	1	63	32	10	137	18.1
1年未満	5	—	—	23	9	7	44	5.8
未回答	10	6		—	1	—	17	2.2
計	175	37	12	319	167	49	759	100.0
平均	11.7	9.5	9.3	7.6	6.5	4.0	8.1	

図-12 平均在職年数

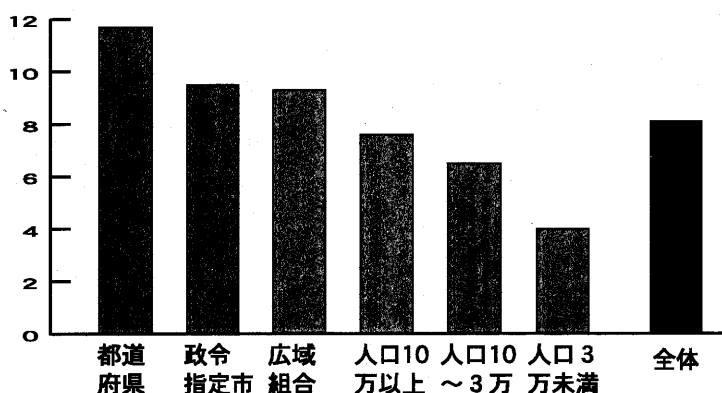
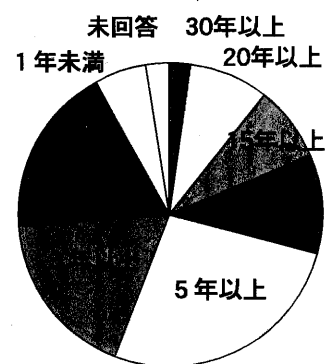


図-13 在職年数の分布



在職年数は全体の平均で約8年となっている。人口規模の大きい公共団体ほど在職年数が長いという傾向が表れており、都道府県と人口3万人未満の公共団体では2倍以上の開きがある。ホールの開館時期との関係もあると思われる

表-14 保有する資格

		(%)
電気主任技術者	51	6.7
高所作業	9	1.2
照明技術者技能認定	80	10.5
舞台機構調整技師	24	3.2
その他(音響関係)	11	1.4
その他(機械関係)	1	0.1
その他(不明)	6	0.8

保有する資格については、照明技術者技能認定を約1割の職員が受けている。また、特に舞台技術に関する資格ではないが電気主任技術者が次いでいる。

なお、舞台機構調整技師というのは実態上、音響部門であるが、その他の項目でも他の音響関係の資格の記述があった。

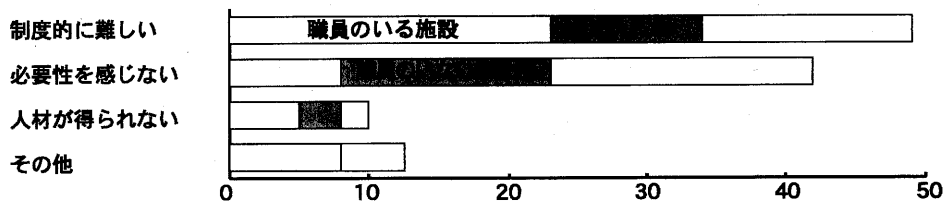


### (3) 舞台技術の専門の常勤職員がいない場合、その理由

舞台技術に関する専門職員がいない各ホールにその理由を聞いた。回答の選択肢として「その他」をあげているが、内容に他の選択肢と同じ理由をあげているものは、それぞれの項目に算入して集計した。

表-15/図-14 舞台技術専門職の常勤職員がいない理由

	舞台技術に関わる 職員がいる施設 (%)		舞台技術に関わる 職員がいない施設 (%)		職員の間 に無回答	計 (%)		直営	別法人
	人数	割合	人数	割合		人数	割合		
制度的に難しい	23	12.0	11	25.0	15	49	16.3	25	24
必要性を感じない	8	4.2	15	34.1	19	42	14.0	26	16
人材が得られない	5	2.6	3	6.8	2	10	3.3	5	5
その他	8	4.2	-	-	5	13	4.0	8	5
無回答	149	78.0	15	34.1	27	191	64.0	71	120



約16%の施設が「制度的に専門職として雇用することが難しい」をあげて最多となっている。ただし、全く技術に関わる職員がいない施設では「必要に応じて委託すればよく、常勤職員の必要性を感じない。」との回答が最多で3割を越えており、委託によって対応が可能であると判断されている。

### (4) 舞台技術・技能に関する研修の実施状況

表-16 舞台技術に関する研修の実施状況

	施設数 (%)		人数			日数				
			5人以上	2~4人	1人	20日以上	10日以上	5日以上	2~4日	1日
実習を含まない講習会に出席	80	26.7	5	44	31	-	-	7	48	25
実習を含む講習会に出席	65	21.7	3	37	25	1	1	6	46	11
他施設と持ち回り等の講習会	16	5.3	7	9	-	-	-	1	9	6
内部のスタッフで講習会等	15	5.0	6	6	2	3	4	1	6	1
講師等を招聘し講習会開催	13	4.3	2	6	5	-	-	1	6	6
外部施設に派遣	7	2.3	1	4	1	3	-	2	1	1
その他	15	5.0	3	3	4	-	-	1	7	2
計	211	70.3	27	109	68	7	5	19	123	52
(%)	100.0		12.8	51.7	32.2	3.3	2.4	9.0	58.3	24.6
設けていない	118	39.3								

舞台技術に関する研修では、7割の施設で職員に対して舞台技術に関する研修の機会を設けている。外部の講習会に出席するという形式が最多であり、実習を含まないものが約27%、含むものが約22%の施設で実施している。

人数としても複数の職員に対して実施しているケースが半数以上である。

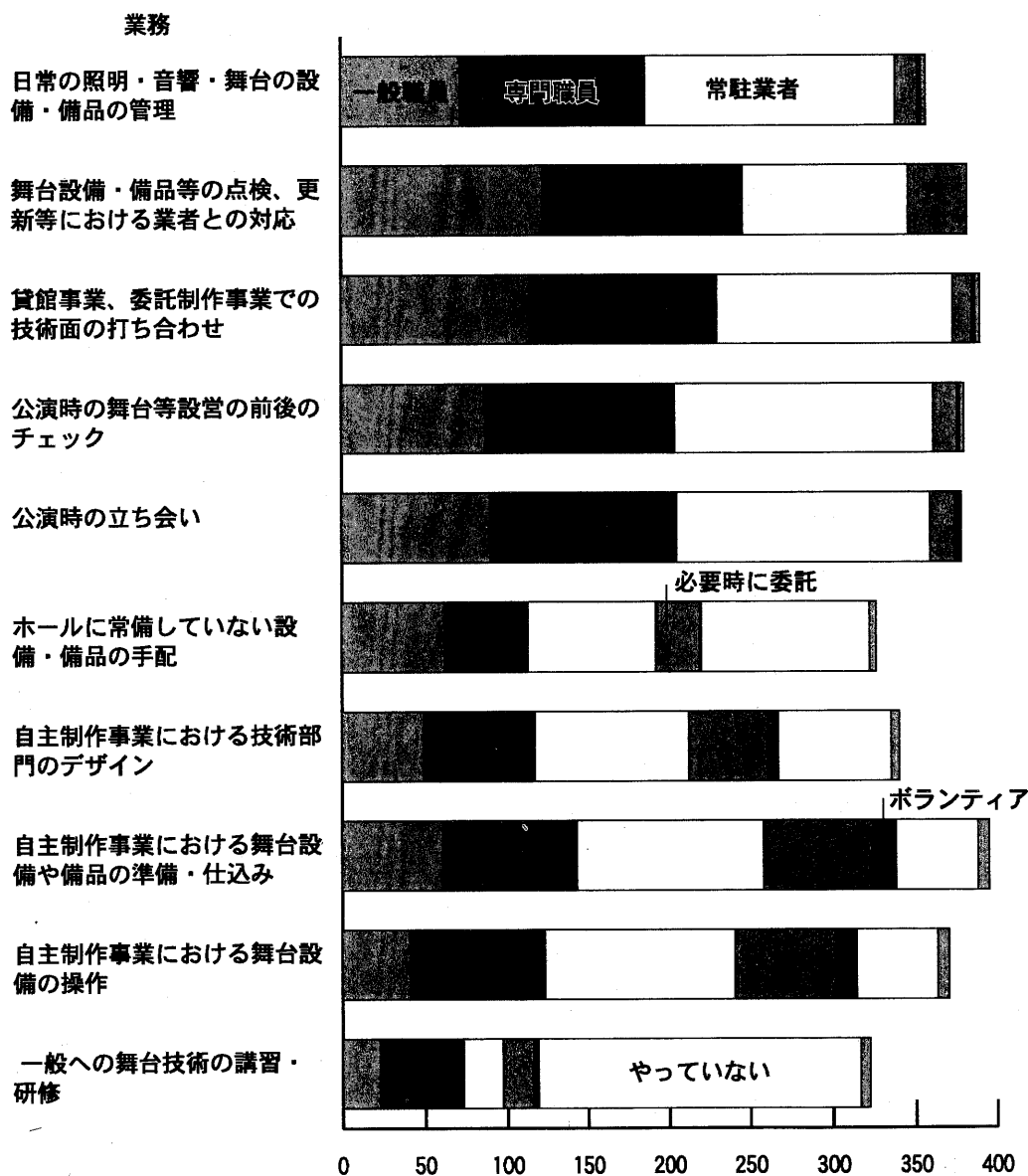
日数としては、2～4日が半数以上であるが、1日だけの場合も約25%ある。

### 3. 技術職員の業務の状況

表-17 舞台技術業務を主に担当するスタッフ

	業務	回答施設	一般職員	専門職員	常駐業者	必要時に委託	ボランティア	やっていない	その他
1	日常の照明・音響・舞台の設備・備品の管理	300	72	114	152	14	2	—	3
	(%)	100.0	24.0	38.0	50.7	4.7	0.7		1.0
2	舞台設備・備品等の点検、更新等における業者との対応	299	123	123	100	36	—	—	—
	(%)	100.0	41.1	41.1	33.4	12.0			
3	貸館事業、委託制作事業での技術面の打ち合わせ	298	115	115	143	12	1	1	3
	(%)	100.0	38.6	38.6	48.0	4.0	0.3	0.3	1.0
4	公演時の舞台等設営の前後のチェック	297	87	117	157	15	1	—	3
	(%)	100.0	29.3	39.4	52.9	5.1	0.3		1.0
5	公演時の立ち会い	295	90	115	154	15	2	1	1
	(%)	100.0	30.5	39.0	52.2	5.1	0.7	0.3	0.3
6	ホールに常備していない設備・備品の手配	294	62	51	79	27	1	102	4
	(%)	100.0	21.1	17.3	26.9	9.2	0.3	34.7	1.4
7	自主制作事業における技術部門のデザイン	277	49	68	95	49	6	68	5
	(%)	100.0	17.7	24.5	34.3	17.7	2.2	24.5	1.8
8	自主制作事業における舞台設備や備品の準備・仕込み	282	61	82	115	66	14	50	7
	(%)	100.0	21.6	29.1	40.8	23.4	5.0	17.7	2.5
9	自主制作事業における舞台設備の操作	283	41	82	117	62	12	49	7
	(%)	100.0	14.5	29.0	41.3	21.9	4.2	17.3	2.5
10	一般への舞台技術の講習・研修	294	23	50	24	19	3	197	6
	(%)	100.0	7.8	17.0	8.2	6.5	1.0	67.0	2.0

図-15 舞台技術業務を主に担当するスタッフ



技術部門の業務を民間に委託しているホールが多いことを反映し、個別の業務についても常駐の委託会社のスタッフが対応している施設が多い。日常の管理、貸館事業や、自主事業でも委託制作の場合の技術打ち合わせ、公演時の舞台設営、前後のチェック、公演時の立会い、これらの業務は常駐委託のスタッフが行うという施設が最多である。

一方、利用者に対する対応については、常駐委託スタッフが行う比重が非常に高く、当然ながら、技術職員が配置されている施設では、技術打ち合わせに職員があたるケースが多い。設備・備品の点検や更新等への対応もホール職員の方が行っている施設が多い。

自主制作事業における業務では、音楽ホールを含む数字であるが、美術部門のデザイン、舞台設備・備品の準備や仕込みまでも、一般職員で対応しているケースも多い。ただし、舞台設備の操作は常駐委託のスタッフの比重が高い。

約100施設で、ホールに常備していない設備・備品の手配をしていない。舞台技術部門を民間委託している場合には、その会社に設備・備品がある可能性もあるが、利用者による手配にまかせていると考えられる。

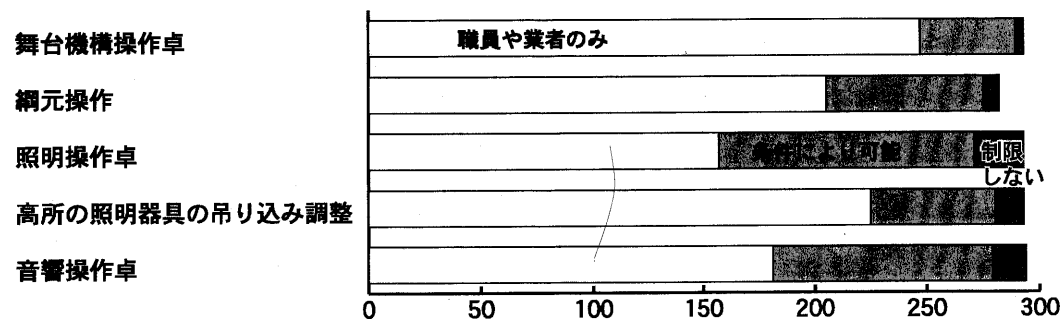
常駐委託会社スタッフの比重が低いのは「一般への舞台技術の講習・研修」であり、専門職員が対応しているホールが17%あるが、実施していない施設が最多で3分の2を占めている。見方を変えれば、専門の技術職員を配置しなければ、一般に対する講習・研修は難しいということであろう。

#### 4. ホール利用者への対応

危険を伴う舞台設備のオペレーションについて、利用者による操作を制約しているか否かを聞いた。

表-18/図-16 一般の利用者による操作の制限

作業	回答数	職員や業者のみ		条件により可能		制限しない	
		施設数	(%)	施設数	(%)	施設数	(%)
舞台機構操作卓	293	247	84.3	42	14.3	4	1.4
網元操作	282	205	72.7	70	24.8	7	2.5
照明操作卓	294	157	53.4	114	38.8	22	7.5
高所の照明器具の吊り込み調整	294	225	76.5	55	18.7	13	4.4
音響操作卓	294	181	61.6	98	33.3	15	5.1



調光操作卓や音響調整卓が、条件付きで開放しているホールが多いということは、演出に直接関わる操作は利用者が行うべきだが、一定の技術水準は要求しているということだと考えられる。

綱元操作についても、仕込み時の操作だけでなく、演出に関わっての操作が行われる。しかし、重量物の場合、カウンターウェイトとのバランス調整や操作は、プロでも熟練されていないと難しく、失敗は人身事故に直結しかねない。そのために、専門家に限っている施設が多いと考えられる。

綱元操作を制限していないとの施設もあるが、必ず職員がサポートを行う等の対応が行われていることが望まれる。

表-19/図-17 舞台技術に関する知識等のない利用者への対応

	都道府県	政令指定市	広域組合	人口10万以上	人口10~3万	人口3万未満	計	(%)
依頼の業者が対応	21	5	4	73	49	9	161	53.7
専門の職員が対応	26	7	3	48	30	9	123	41.0
一般の職員が対応	11	2	3	37	33	23	109	36.3
専門の会社を紹介	23	3	2	30	19	13	90	30.0
利用者で対処	6	4	—	11	6	1	28	9.3
ボランティア等紹介	1	—	2	3	5	8	19	6.3
無回答	—	—	—	1	1	—	2	0.7

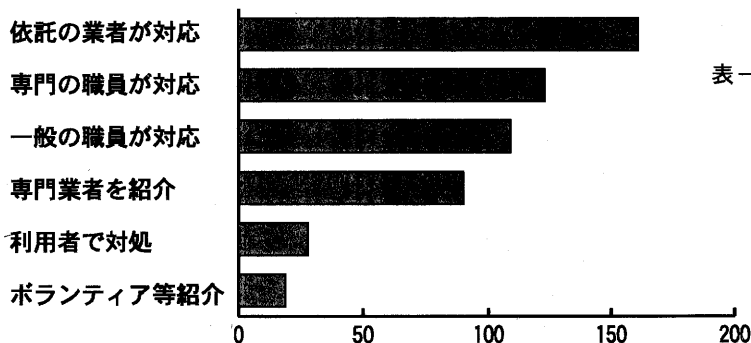


表-20 紹介する会社の立地

	件数	(%)
市町村内	20	22.2
都道府県内	31	34.4
都道府県外	8	8.9
無回答	38	42.2

一般の利用者にとっては、舞台技術について、必要性さえ知らないというケースもありうる。その対応については、やはり、常駐委託の民間会社のスタッフが対応する施設が最多であり半数以上である。

ただし、必要性を説明するにとどまるか、実際にデザインや仕込みまでを行うかまでは、それぞれによって違っていると考えられる。

表-21 利用者用の資料の有無

		主なホールの規模(席数)						計	(%)
		1500 以上	1200 以上	1000 以上	800 以上	500 以上	500 未満		
利用料金表	常備	77	66	50	36	42	13	284	94.7
	なし	0	2	0	0	2	0	4	1.3
	その他	1	3	2	1	0	0	7	2.3
設備の仕様等の解説書	常備	28	21	14	9	16	3	91	30.3
	なし	40	45	33	22	23	9	172	57.3
	その他	6	3	4	3	3	0	19	6.3
舞台設備・備品リスト	常備	74	64	43	34	38	13	266	88.7
	なし	1	1	6	3	2	0	13	4.3
	その他	3	5	3	0	4	1	16	5.3
舞台設備・備品の利用料金表	常備	76	68	49	36	39	14	282	94.0
	なし	0	1	1	0	4	0	6	2.0
	その他	1	2	2	1	1	0	7	2.3
舞台仕込用平面図	常備	78	70	49	36	40	13	286	95.3
	なし	0	0	0	1	2	1	4	1.3
	その他	0	1	3	0	2	0	6	2.0
舞台・吊り物類断面図	常備	70	54	39	32	36	11	252	84.0
	なし	6	4	7	3	7	3	30	10.0
	その他	2	3	5	1	1	0	12	4.0
楽屋平面図	常備	69	63	40	29	31	10	242	80.7
	なし	5	2	8	6	11	3	35	11.7
	その他	2	4	3	1	2	1	13	4.3
客席配置図	常備	78	68	50	36	43	13	288	96.0
	なし	0	0	0	1	1	1	3	1.0
	その他	0	2	1	0	0	0	3	1.0

舞台技術の管理業務にとって、利用者に施設や設備の状況を的確に知らせることは、基礎的な役割である。

ほとんどの施設では、基礎的な資料は常備しており、常備していない施設でもコピー等で随時対応は行っている場合がある。ただし、「舞台設備の仕様等の解説書」を常備している施設は約3割であった。

## 5. 舞台技術業務の民間委託の状況

### (1) 委託の分野

委託分野は、「照明」「音響」「舞台」の組み合わせが最も多く、委託先についての記入のあった211施設のうち半数以上の施設で3分野とも委託を行っている。

映像は映画の上映のケースだと考えられるが、約26%の施設で委託している。

表-22/図-18 委託分野

分野	計	(%)	照明	音響	舞台	映像	その他	無回答
照明のみ	9	4.3	9					
照明・音響	16	7.6	16	16				
舞台のみ	3	1.4			3			
照明・舞台	2	0.9	2		2			
照明・音響・舞台	113	53.6	113	113	113			
映像のみ	1	0.5				1		
照明・音響・映像	1	0.5	1	1		1		
舞台・映像	1	0.5			1	1		
照明・舞台・映像	1	0.5	1		1	1		
照明・音響・舞台・映像	55	26.1				55		
計	202	95.7	197	186	175	59	22	9
分野無回答	9	4.3						
計	211	100.0						

図-19 委託分野

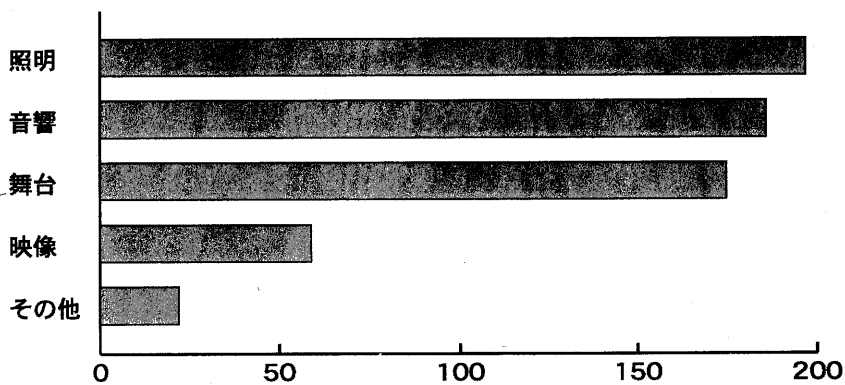


表-23 常駐人数(施設別)

常駐委託 の人数	舞台技術に関わる職員数								無回答	計	(%)
	11以上	8~10	5~7人	4人	3人	2人	1人	0			
11人以上	1	1	2	1	1	1	1	2	2	12	4.0
8~10人	-	1	2	-	2	-	-	5	7	17	5.7
5~7人	1	2	7	2	3	2	2	6	7	32	10.7
4人	1	1	2	-	1	1	2	4	5	17	5.7
3人	-	-	2	1	2	1	4	7	12	29	9.7
2人	1	-	-	3	4	4	1	8	11	32	10.7
1人	-	1	-	2	2	7	4	6	7	29	9.7
0	-	3	4	7	5	6	5	2	5	37	12.3
計	4	9	19	16	20	22	19	40	56	205	68.3
無回答	2	11	23	13	17	11	5	4	9	95	

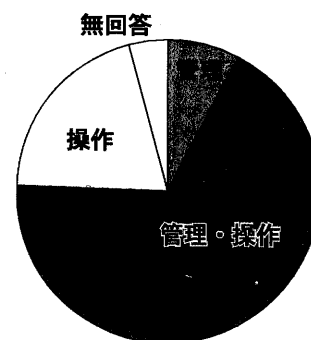
常駐の人数については、2カ所の設問で聞いており、技術に関わる職員数を尋ねた項目の回答に対して無回答であった施設に対して、委託状況では回答があったものをプラスしている。

(2) 委託先との関係

委託先の件数としては、211施設で延べ264社についての回答があった。

表-24/図-20 委託の内容

	管理	操作	計	無回答
一方	21	53	74	11
管理・操作	179	179	179	
計	200	232	253	
(%)	75.8	87.9	95.8	

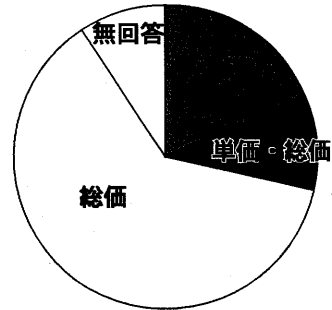


委託内容に関しては管理が76%、操作が90%であり。管理は職員が実施するが操作は委託しているという形の場合があるためと考えられる。ホール職員にとって管理業務が主となっていることの反映ともいえる。



表-25/図-21 契約方式

	単価	総価	計	無回答
一方	50	165	215	24
単価・総価	26	26	26	
計	76	191	241	
(%)	28.8	72.3	91.3	



契約方式に関しては、総価が約72%、単価が約29%であり、両方ともの場合が約1割ある。ルーティン業務を総価で委託し、加えて業務の必要性によって単価でも契約している施設があるためと考えられる。

表-26/図-22 常駐契約の有無と人数(委託先別)

	(%)	
11人以上	12	4.5
8~10人	18	6.8
5~7人	35	13.3
4人	17	6.4
3人	30	11.4
2人	36	13.6
1人	40	15.2
なし	62	23.5
無回答	14	5.3
計	264	100.0

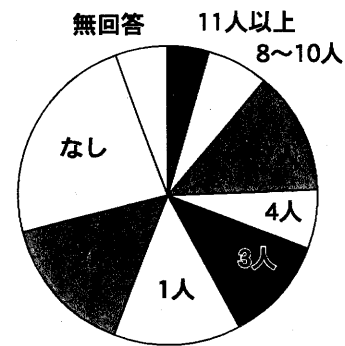
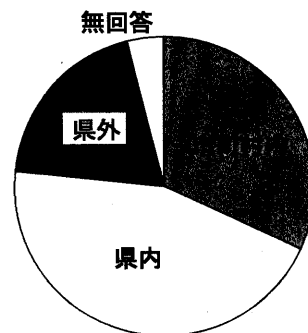


表-27/図-23 委託先の所在地

所在	(%)	
市町村内	86	32.6
県内	120	45.5
県外	52	19.7
無回答	10	3.8
計	264	100.0



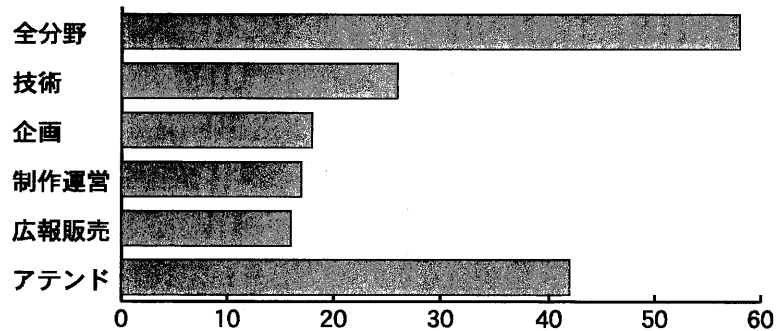
委託先の所在については、同じ市町村内が約3割。同じ都道府県内が半分弱である。県外が2割近くあり、関東圏で東京に頼むというケースなどである。

## 6. 住民ボランティアの導入の状況

### (1) ボランティアの導入状況

表-28/図-24 住民ボランティアの導入状況

	都道府県	政令指定市	広域組合	人口10万以上	人口10~3万	人口3万未満	計	(%)
全分野	6	—	3	14	19	16	58	19.3
技術	3	—	3	3	7	10	26	8.7
企画	1	—	2	3	5	7	18	6.0
制作運営	—	—	2	5	6	4	17	5.7
広報販売	1	—	—	5	4	6	16	5.3
アテンド	4	—	2	8	15	13	42	14.0



ホールボランティアを「採用している」と回答したのは58で、回答施設のうち2割近くの施設で何らかのボランティアを採用しているという結果である。

政令指定都市のホールではまったく採用しておらず、傾向として人口規模が小さい地域ほど、ボランティアスタッフの導入に取り組んでいる傾向がある。

表-29 住民ボランティアの人数

	技術		企画		制作運営		広報販売		アテンド		全分野	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
10人未満	3	11.5	1	5.3	—	—	2	11.8	6	14.3	5	8.6
10~1人	8	30.8	9	47.4	4	25.0	4	23.5	3	7.1	8	13.8
20~29人	9	34.6	4	21.1	2	12.5	3	17.6	7	16.7	15	25.9
30~49人	4	15.4	3	15.8	6	37.5	3	17.6	6	14.3	13	22.4
50~99人	—	—	1	5.3	1	6.3	2	11.8	6	14.3	4	6.9
100人以上	1	3.8	—	—	—	—	1	5.9	1	2.4	7	12.1
未回答	1	3.8	1	5.3	3	18.8	2	11.8	3	7.1	6	10.3
計	26	100.0	19	100.0	16	100.0	17	100.0	42	100.0	58	100.0

表-30 有償・無償の別

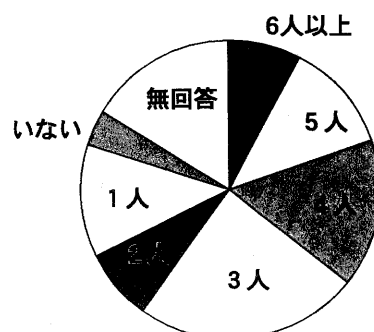
	技術		企画		制作運営		広報販売		アテンド	
		(%)		(%)		(%)		(%)		(%)
有償	11	42.3	3	15.8	1	6.3	—		12.0	28.6
実費支払	4	15.4	2	10.5	2	12.5	2.0	11.8	6.0	14.3
無償	9	34.6	13	68.4	10	62.5	13.0	76.5	22.0	52.4
未回答	2	7.7	1	5.3	5	31.3	2	11.8	2	4.8
計	26	100.0	19	100.0	16	100.0	17	100.0	42	100.0

人数としては約30人がピークとなっており、技術部門のボランティアは有償となってる施設の比率が高い。

(2) ボランティアを導入している施設の舞台技術部門

表-31/図-25 技術ボランティアを採用施設の技術に関わる職員の数

舞台技術に関わる職員数	施設数	(%)
6人以上	2	7.6
5人	3	11.5
4人	4	15.4
3人	6	23.1
2人	2	7.7
1人	3	11.5
いない	1	3.8
無回答	4	15.4



舞台技術のボランティアを採用しているホールの技術部門の状況を見ると、半数以上の施設で3人以上の技術に関わる職員がおり、いないとの回答は1施設のみであった。

表-32 技術ボランティア採用施設の舞台技術業務を主に担当するスタッフ

	業務	回答 施設	一般 職員	専門 職員	常駐 業者	必要時 に委託	ボラン ティア	やって いない	その他
1	日常の照明・音響・舞台の設備・備品の管理	26	9	14	6	-	-	-	-
	(%)	100.0	34.6	53.8	23.1				
2	舞台設備・備品等の点検、更新等における業者との対応	26	10	16	2	3	-	-	-
	(%)	100.0	38.5	61.5	7.7	11.5			
3	貸館事業、委託制作事業での技術面の打ち合わせ	26	12	14	5	1	1	-	-
	(%)	100.0	46.2	53.8	19.2	3.8	3.8		
4	公演時の舞台等設営の前後のチェック	26	9	15	4	3	1	-	-
	(%)	100.0	34.6	57.7	15.4	11.5	3.8		
5	公演時の立ち会い	26	11	14	5	2	2	-	-
	(%)	100.0	42.3	53.8	19.2	7.7	7.7		
6	ホールに常備していない設備・備品の手配	26	10	10	4	2	-	4	1
	(%)	100.0	38.5	38.5	15.4	7.7		15.4	3.8
7	自主制作事業における技術部門のデザイン	26	8	12	4	6	3	1	-
	(%)	100.0	30.8	46.2	15.4	23.1	11.5	3.8	
8	自主制作事業における舞台設備や備品の準備・仕込み	26	11	14	4	8	7	1	-
	(%)	100.0	42.3	53.8	15.4	30.8	26.9	3.8	
9	自主制作事業における舞台設備の操作	26	9	12	4	8	7	2	-
	(%)	100.0	34.6	46.2	15.4	30.8	26.9	7.7	
10	一般への舞台技術の講習・研修	26	8	12	1	2	2	6	-
	(%)	100.0	30.8	46.2	3.8	7.7	7.7	23.1	

舞台技術業務全般についても、主に専門職員が行うという施設が多く、ボランティアが主に行うという業務も、複数回答のひとつとしてあったが、自主制作事業に関わるケースが多く、舞台技術のボランティアは、多くの施設では、一種の住民参加型事業として行われているように見られる。

(3) ボランティアの安全対策

表-33/図-26 技術ボランティア採用施設の一般の利用者による操作の制限

作業	回答数	職員や業者のみ		条件により可能		制限しない	
		施設数	(%)	施設数	(%)	施設数	(%)
舞台機構操作卓	26	23	88.5	3	11.5	-	
網元操作	26	16	61.5	9	34.6	1	3.8
照明操作卓	25	10	40.0	13	52.0	2	8.0
高所の照明器具の吊り込み調整	26	18	69.2	7	26.9	1	3.8
音響操作卓	26	10	38.5	14	53.8	2	7.7

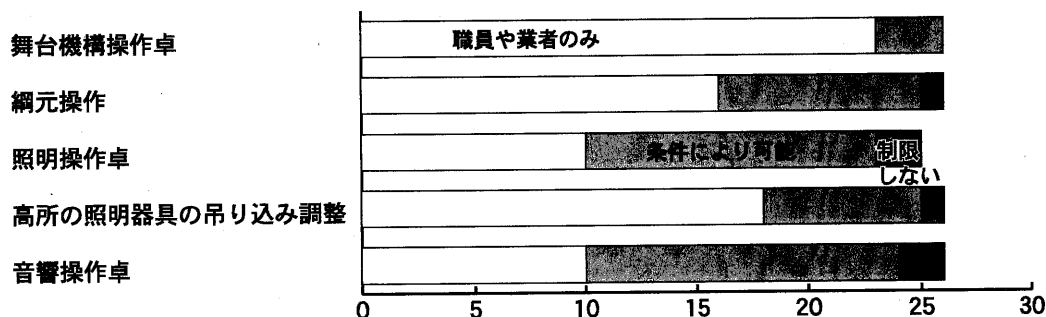


表-34 ボランティアの研修の実施状況

	実習を含む研修		講習のみ		実施施設 (%)		無し	無回答
	施設数	(%)	施設数	(%)	施設数	(%)		
電気機器取り扱い	15	57.7	7	26.9	21	80.8	-	5
高所での作業	11	42.3	2	7.7	12	46.2	5	9
舞台機器取り扱い	20	76.9	-	0	20	76.9	2	4
その他	5	19.2	2	7.7	7	26.9	-	-

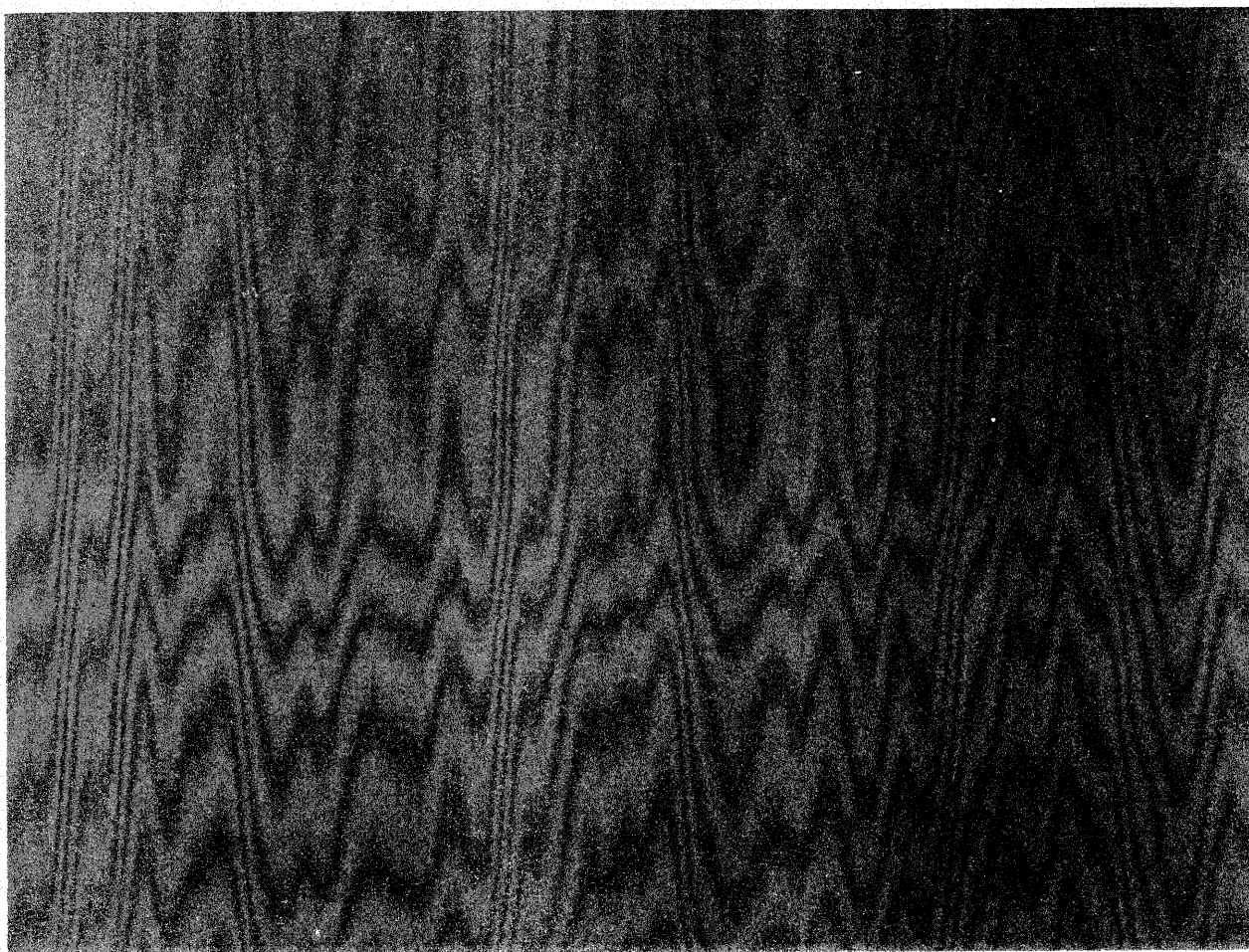
表-35 保険への加入状況

加入状況	施設数	(%)
全員加入	21	80.8
事業毎に加入	2	7.7
希望者のみ	-	0
なし	2	7.7
無回答	1	3.8

表-36 ボランティアによる作業の制限

安全対策の方向	作業等の条件	制限される作業の内容
研修・講習等への出席状況により制限している	講習会上級修了者のみ	全作業 舞台上の全作業
	ボランティアグループへの入会は研修会修了者に限る	網元 高所作業等
	技術講座の開催の修了者に限定している	操作卓 音響のオペレート 2件 照明のオペレート 4件 ピンスポットの操作
職員の立ち会いのない場合、制限している	その場の状況に応じ、責任者となる職員の支持に従って作業。範囲は責任者の判断による  ボランティアグループの作業時には必ず職員が立ち会う  作業前の打ち合わせは十分に行うが、原則的には、職員（会館職員・舞台専門職）立ち会いで作業をしている。  ボランティアスタッフだけで行動すると言うことはなく、常に、ホール職員と共に行動している	全作業 2件 全操作 高所作業等 重量物吊り物 網元操作 5件 吊りものの操作 舞台の操作 2件 照明の吊り込み 3件 照明の操作 3件 音響の操作 2件 舞台、音響調整室への出入り
所定の服装や装備によらない場合に制限している		全作業 舞台上の仕事全般 調光卓操作 網元操作 高所作業等
その他、条件によって制限している作業	参加しているボランティア個人のレベルにより職員が制限している	搬入、搬出、監視に制限
条件によらず、制限している作業内容		吊りもの関係 高所作業 舞台機構操作盤 3件 舞台機構操作(操作卓、網元) 基本的に補助的業務

安全を確保する上で、かなりの数の施設で、職員の立ち会いを条件に作業を行っている。



### Ⅲ. 公立ホールの技術部門の課題





## 1. 舞台技術者の専門性に起因する課題

舞台技術の業務を行うためには、舞台設備や機材、その取り扱いに対する知識や技能といった技術面の専門性が必要であるが、それだけでは充分ではない。

ホール付きの舞台技術部門は、舞台における表現のために必要な一連の業務のうち、一部分を担うわけであり、その残りの部分、直接に表現に関わるプランニングやオペレーションに対しても十分に理解をしていることが必要である。

従って、ホール付きの舞台技術者といえども、舞台芸術の創造活動に関する様々の専門知識が要求されることになる。

特に、公立ホールは、多様な分野の多様な団体によって利用されるものであり、その専門性も舞台に関する広い範囲で要求されることになる。

### (1) 行政の人事システムとの整合

舞台技術職員には、舞台芸術、表現に対する理解力や舞台技術についての知識が必要であり、専門的な研修や経験の蓄積が不可欠である。そのため、定期的な異動という一般的な行政の人事システムとは整合をとりにくい。

専門の舞台技術職員を配置しても、多くの地方公共団体では、運営しているホールの数は限られている。また、ホールの利用率が高くなく、管理業務のみを行うのであれば、必要な人数も限られるため、その職員は限られた範囲の施設で限られた範囲の業務しか行えないことになり、今度は専門的な技術の向上という面での問題が生じかねない。

このように、公立ホールには専門性を持った舞台技術職員を必要としていながら、配置することが難しいという状況がある。

一事例に示したように、複数のホールを持つ財団においては、財団のプロパー職員とすることで専門の職員を確保し、ホール間を異動することで、この問題に対応している。しかし、いずれの自治体でも採用できる制度ではない。

終身雇用を原則としてきた日本の社会においては、同一組織の中で職種が変わるという異動が原則であり、行政の人事システムもそのひとつといえよう。一方で、日本の社会においても、専門性を要求される職種においては、職種を変わずに組織が変わるということが行われてきているが、舞台技術部門に関しては職能がそこまで確立していない。

専門性の高い職種の人材を少数抱えることの難しさは、行政組織全般における課題であるが、ホール職員もそのひとつであろう。

## (2) 民間委託での対応の限界

専門性を持った人材を確保するために、公立ホールの舞台技術部門の業務を民間に委託することが考えられ、現実に行われているが、委託スタッフに業務を委せるためには、ホールの職員に、それ以上の専門性の把握と理解が必要とされよう。

ホールの舞台技術部門の大きな役割として、表現と安全性の確保を両立させるために高度の技術的判断を責任を持って行わなければならないということがある。民間に委託しても判断自体は可能であるが、判断の責任までも委託先に負わせることが適切かどうかは疑問である。

また、専門職員がいない場合、舞台設備の改修や備品の調達についても、その施設の利用実態を最も知るのは委託先のスタッフであるということになり、その判断を行政職員が評価できないというケースが往々にして起こりうる。

もっとも、民間委託はどのようなホールでも行えるものではない。ホールの利用率が低い場合、特に利用が土日に集中するような場合、民間委託では非効率であるというケースもある。ホールの利用のある日にだけ民間に業務委託するという形態は、ホールの需要の多い時期が重なるために、事実上不可能であり、常駐委託という形をとると、ホールの利用がない場合は、委託先の舞台技術者は、行うべき業務がないが常駐する、という状況になる。

また、地域によっては、委託すべき民間会社がないということもあろう。

## (3) 他の専門職員の不在による課題

舞台技術職員は、舞台の利用に関する全般的な専門性を要求され、現場の状況把握や利用者への対応に必要な専門性を持つことになる。さらにホールが利用されている間は、安全管理のためにホールにいることになる。

そのために、利用者に関わっている時間も最も長く、現場での運営に対する要望などを最も把握できるのは舞台技術職員であるといえよう。

貸館事業の場合、利用者とホール側で調整しなければならない問題は、ほとんど舞台技術部門に関わる問題であり、舞台技術部門が利用者との対応を行うことが効果的である。その結果として、舞台技術以外のことについても利用者への窓口となることも多い。

貸館の受付から上演後の搬出への立ち会という一連の業務は、個々の利用者ごとには一連の流れになっている。しかし、ある貸館利用者との事前打ち合わせと、別の利用者への上演時の立会い業務が時間的に重なる可能性があり、利用者との打ち合わせ等の日程の調整等についても舞台技術部門が自ら対応を行った方が都合がよい場合も少なくない。

このように、貸館業務のほとんどを技術部門が行うことが効果的であるということは、自

主制作事業を行わない、専門の制作部門を持たないホールにおいては、舞台技術部門が、実質的に運営全般に関わる業務を、全て行うという状況になってしまう可能性がある。

また、舞台技術から派生し、ホールの電気関係全般、騒音や客席の温度管理に関わるために空調設備、さらに安全管理の面から防火管理についても舞台技術部門が担当せざるを得ないケースがある。

さらに、舞台技術部門自体を運営するための事務的業務、人事研修等の企画・計画についても専門性が必要とされ、技術部門に関わる事務的業務についても技術部門自身でなければ行えない状況もある。

このように、舞台技術部門は、貸館が主体のホールであっても、舞台設備や機器の管理だけに業務がとどまるものではない。むしろ、貸館が主体であれば他に制作部門などの専門性の必要な職員がいないことが多く、専門性を持った職員として舞台技術職員の業務が大きくなる。

その結果、ホールを利用して行われている様々の事業の実状や住民の細かなニーズ等を、技術職員だけが把握しているという状況になりやすい。そこで実態に関わらず、複数のホールの技術部門と運営部門を別系統に統合すると、地域での活動状況などの情報が、ホール運営を行う部門に入ってこないで、状況に応じた事業企画や運営ができなくなる、ということも起こりうる。

これは、事業系や制作系の部門も含めた、公立ホール運営のあり方と組織体制そのものが問われる問題でもあろう。

## 2. ホールの管理・運營業務と演出を支援する業務の分離に伴う問題

制作・上演する団体は、常に同じ会場を使用しているわけではないため、利用するホールの機能や性格を必ずしも十分に把握しているわけではない。そのため、そのホールにとっては不適切な利用方法を希望する場合もありうる。

そのような場合、単に使用を制限するのではなく、表現を可能にするために他の適切な選択肢を提案することが、舞台技術者の職能としては相応しいと考えられ、管理業務にはそのような役割も含まれているはずである。

そのためには、制作・上演団体とホール付きの技術者の双方が舞台設備についてのみ理解を深めるものではなく、表現手法についてもよく知り、同じような技術力を持って、よりよい舞台を作るという共通の目的意識を持てる必要がある。

ところが、管理業務に専念するホール付きの舞台技術者は、舞台作品の創造活動や上演活動に参加する機会が極めて限られてしまう。舞台技術者にとっては、演出の意図にあわせた表現を実現するということが職能の重要な一部である。公立ホールが「場」を提供する施設である、という考える場合、舞台技術部門の人的サービスを含めた機能ではなく、単に施設や舞台設備だけを貸すことだと解釈されると、ホール付きの舞台技術職員は、舞台設備や機材の管理以外に行ってはならないことになる。そして、表現に関わるという舞台技術者として職能上のモチベーションが失われ、表現を保証するという目的意識も損なわれてしまうおそれがある。

#### (1) 過剰な利用制限や規制のおそれ

ホールの舞台技術部門は、単に舞台設備や機材を守るための管理を行うことと狭く解釈されると、より適切な舞台設備や機器の積極的な利用を促進することによって演出表現を可能にするという行為は、業務の範囲を逸脱していると考えられるおそれがある。また、提案した方法によって失敗した場合や事故を起こした場合には、ホールとして責任を取ることができないため、積極的な関わり方を控えるようになってしまう。

このようにして、表現を可能にするという目的意識が損なわれてしまうと、安全確保だけが前面に出てしまい、ホールの舞台技術部門は利用についての規制しかしないということになりかねない。

もとより、ホールにおける事故は、仕込みやバラシの過程で発生する可能性が最も高く、十分な知識と経験に培われた安全な手順さえ踏めば、規制しなければならない表現手法は、そう多くはないはずである。しかしながら、その安全なプロセスを示さずに表現手法を規制してしまうと、結果として、表現を規制してしまうということにつながりかねない。

つまり、高い性能を持った施設や舞台設備を導入しながら、十分に使いこなすことのできる知識や経験がないことから、活用の範囲を規制するという矛盾を起こしていることに他ならない。

さらに、上演に関与しないという意味を狭くとると、「表現のための管理者」ではなく、「管理のための管理者」になってしまいかねず、ホール本来の用途のための運営が規制されることになる。

## (2) 管理に専念することによる舞台技術者の職能の未整備

ホールの職員の業務を、施設や舞台設備の管理のみとらえた場合、制作や上演に関わる専門知識や技能などの創造活動に関わる専門性が見落とされがちである。

ホールでは、普段、舞台設備や機材を、予め最も多く使用される基本的なパターンに配置している（「常」といわれることもある）。利用者が専門家に依頼しない限り、この状態のままでは舞台設備は使わせないようにし、危険のともなう作業は極力避けるようにする、そして舞台設備や機器のメンテナンスは定期的に行われるメーカーの保守点検のみに依存する、という運営でいいというのであれば、ホールの職員は施設と舞台設備を管理するだけでも、ホールを稼働させることは可能になるかもしれない。

しかし、このような運営方法が、後でも述べるように、公立ホールが地域の創造活動の拠点として期待されるように変化してきている中で、相応しいものかは疑問が残る。

利用者が創造活動を行い、様々の表現を行うことを保証し、安全の確保について適切な支援を行うには、表現の内容や利用者の技術レベル等が理解できる舞台技術者の存在が不可欠なのである。

ホールの技術部門を総括する立場には、舞台監督として十分な経験と知識があり、もちろん技術を持つ人材を置くケースが多い。舞台監督は、制作・上演に関わる業務であるために、施設の管理が主体になりがちで貸館が主体の公立ホールにおいては、舞台監督の業務自体を常勤職員として必要とすることは極めてまれである。それにも関わらず、ホールの技術部門の総括のために、舞台監督としての資質が必要であるのは、舞台技術の各分野相互の理解や、制作・上演に関する専門知識が必要とされる舞台監督の知識や技能が、管理業務を総括する立場においても必要とされているからである。

## 3. 舞台技術を住民に開放する上での課題

いわゆる貸館事業は、ほとんどの公立ホールで行われており、住民の創造活動に利用されている。

また、地域での創造活動の展開をはかる上で、住民の多様な活動をすすめることは大切であり、自主事業として、単に他で制作された作品を上演するだけでなく、地域の住民も参加して作品を作るホールも多い。

しかし、住民のホール利用をすすめる上での舞台技術部門の課題がいくつかあげられる。

## (1)どこまで、制作・上演のための舞台技術業務の支援を行うか

ホール付きの舞台技術者が、実際に舞台上で上演される公演の舞台技術に関わらないのは、公演を行う側の舞台技術者が、その業務を行うということを前提にしている。一方、住民の団体が利用する場合に、舞台作品の制作から公演に必要とされる舞台技術上の業務については、以下のような体制が考えられる。

- 1－専門家に依頼して行う
- 2－住民の団体のアマチュアの舞台技術者が行う
- 3－行う技術者がいない

1の場合には特に問題はない。

2の場合は、ホールの舞台技術者が、アマチュアの舞台技術者の技能レベルに応じて、安全の確保等への支援を行うことになるが、舞台機構関係など危険性の高い作業は、職員が行うべきであろう。技術レベルが不十分の場合には、1のケースか3のケースと同じことになる。

3の場合は、原則としては、専門の会社や専門家などに依頼しなければならない。ホール付きの舞台技術者が、利用団体に舞台技術スタッフがいないからといって、操作などの支援を行ってしまうとは、その業務を専業としている民間企業との間で問題になる可能性がある。

しかし、例えば音楽の団体が、この曲では照明の色を変えて欲しいと、フロントサイドや Horizont幕用の舞台照明器具に常時入れてある色のままで対応が可能な程度の軽微な技術的要求を出した場合、演出的な業務であるとして、ホール付きの舞台技術者で対応することを断り、結果として利用者に負担をかけることが、住民の活動を支援すべき公立ホールとしては適切な対応といえるかは疑問が残る。

依頼しようにも依頼すべき専門家や民間技術会社がないという地域もある。

住民の団体に限って、民間の舞台技術会社が他にも需要が多くて対応が難しい時期に、演出上の責任はとれないことを前提に、プランニングやオペレーションを、舞台技術職員が行うという施設があった。

この施設では、ホールの職員が、管理業務にのみ専念するのではなく、貸館に付随してプランや操作など表現に関わる業務を行うことにより、利用者の表現活動を支援するという業務の目的や創造活動の育成について、理解や意欲を高めるという効果が見られる。

貸館に際しては管理業務だけを行うことが、ホールの舞台技術部門の原則であっても、演出表現に関わるものが全く不適切とはいえない。運営主体が少人数の場合には、現実問題として、ケースバイケースで判断せざるを得ず、明確な基準は設けられない課題であろう。

## (2) 技術ボランティアの導入に関わる課題

公立ホールは圏域の住民のための施設であり、住民が参加して作品を創造していくということは、ホールが取り組む事業のひとつとして重要なアイデンティティとなっている。運営に住民のボランティア制度を導入することで、舞台での仕事への理解が深まり、ホールの事業への積極的な参加意識が起こったり、ホールの運営を支えようという意識も生まれ、「住民のホール」として評価されているケースもある。

舞台技術部門のボランティアについても、舞台技術を経験、認識することで、舞台への関心度が高まり、観客として同じホールに行った場合に、演出や表現手法に関して、また違った理解ができるなどの効果を期待することができる。

しかしながら、舞台技術部門を住民に開いていこうとするにあたっては、解決しておかなければならない課題も存在する。

### 危険性への対応

舞台技術に関わるボランティアが、企画やアテンドなどの分野のボランティアと最も異なるのは、人身に関わる危険を伴うということである。

従って、ボランティアの技術的なレベルを判断し、安全の確保を行うことのできる職員や専門家の存在が不可欠になるといえよう。

専門家が安全確保についても十分に指導し、専門的な知識や技能も教えることが必要になる。また、その結果として、そのホールの舞台設備を熟知し、安全確保に対する技術レベルをより向上させていくことができる。このような住民の活動できる場を提供していくことは、これからの公立ホールのひとつの役割にもなっており、検討されるべきであろう。

また、人身事故等における保障は、一般職員の場合は職務規定の中で対応が可能であるが、住民のボランティアの場合には、参加が不特定であり契約関係が成立しないため、保障システムや責任問題について、十分検討し、明確にしておく必要がある。

### 参加の目標

住民参加事業や貸館事業を通してアマチュアが舞台技術に参加する場合に比べて、ホール・ボランティアとして舞台技術に参加する場合には、活動に参加する目標というまた違った課題がある。

住民参加事業の場合には作品づくりという目標があり、ホール・ボランティアの場合も初期の段階には、舞台技術を知り覚えるという目標がある。ところが、ホールの運営のために活動するということになると、各個人の具体的な目標を失ってしまうおそれがある。

住民による舞台技術ボランティアを採用している施設においては、自分たちの発表会などを行うと意欲が高まるという例や、別途に地域のアマチュア劇団で作品創造活動に参加している人は意欲を持ち続けられるという例が見られる。

これは、舞台技術の管理、運営というだけでは目標が不明確であり「創造活動に参加すること」と「オペレーションだけを行うこと」との違いであろう。モチベーションを期待して活動を展開するには、ホール側が中長期的な目標を設定していることが望ましい。

### 参加時間の調整

一般的に住民ボランティアというのは、他に本職を持っており、ホールに来ることのできる時間に制約がある。このことは、住民参加事業や住民による創造活動の一環として舞台技術に参加する場合には何ら問題ではないが、ホールに属するボランティアということになると、意味が違ってくることになる。

アマチュアであってもプロ以上の技術水準を持った人もいる。しかし、急用があつて来られないということが起こった場合には、代わりうるスタッフが来るというわけには必ずしもいかない。その場合は職員がカバーするなどの対応策を準備しておく必要がある。

### 新陳代謝

住民に舞台技術に参加してもらい、よりホールに親しんでもらう。また、より舞台への理解を深めてもらうという事業であれば、一定のレベルに達すれば「卒業」してもらい、後は住民の団体の中で創造活動に参加してもらうことを期待するということもできる。

しかし、ホール・ボランティアとして運営に参加してもらうとなると、技術レベルの高い人は「役に立つ」「安心できる」という意識が生じ、ボランティア組織が固定化してしまうおそれがある。

そうすると、新しくボランティア組織に加わろうとする人は、疎外感を感じかねないし、新しく参加しづらい。また、入っても長続きがしないという問題が生じてくる。

### ボランティア導入の条件

技術ボランティアは、住民に舞台への理解や関心を高めるという効果があり、導入することにはある種の意義がある。

ただし、「住民のホール」という曖昧な目標のみではなく、将来的にどのように住民がホールと関わっていくのかというビジョンを示すことや、ボランティアとして参加してもらうことで、何を経験してもらい、どう受け止めてもらうのか具体性を持ったホールの事業とし



て取り組む必要がある。

その地域に専門家がいなくて、遠方から呼ぶにしても主催者側やホール側に予算がない、設備が簡単な施設なので専門家に依頼しなくても住民のボランティアでまかなうことが可能、という現実的な必要性があるにせよ、職員も含めた専門家の支援がなくては、舞台技術ボランティアの事業を継続的に行っていくことは、かなり困難である。

## 4. 舞台技術分野自体が抱える課題

### (1) 職能の確立

舞台技術者の職能は、創造活動を行う上では認められやすい。しかし、貸館中心の公立ホールの場合、舞台技術者は、管理業務が主体となりがちで、舞台作品の創造に直接関わる業務とは一線を画しているケースが多い。

将来的には、同じ舞台技術者という職能の技術者が、「管理」と「表現」という異なった役割を果たしていくよりも、業務として分離していく方がわかりやすいということは指摘できる。

一般に舞台技術は、舞台照明・舞台音響・舞台操作等に分かれており、舞台作品の制作・上演に関わる際には、分業によって、その業務が行われる。これらの各分野を調整し、進行を管理する立場として舞台監督がある。同様に、管理業務も、いずれの分野に対しても横断的な役割として独立させることで、よりホールの舞台技術部門の位置づけが明確になり、効率的になるという利点は考えられる。

舞台技術者という専門的な技術職は存在するにもかかわらず、資格認定制度が整備されている状況ではない。舞台照明分野においては、(社)日本照明家協会が独自に資格認定を行っており、アンケートで見たように1割近い職員が資格認定を受けている。音響分野でも舞台機構調整技師(音響)という資格制度がある。しかし、これらの資格が、舞台技術者の資格として、一般的に認定されているとは必ずしもいい難い状況である。

また、ホール内でも危険の伴う電気の取り扱いや高所での作業においては、別途に資格を取っている技術者は見られるが、これらは技術的な作業に限られた資格であり、創造活動と関わる資格というわけではない。

公立ホールでは、舞台技術者のどのような職能が、ホール運営にとって必要なものかということが、今のところ十分に認識されてはいない。舞台技術者としてもその資格や技能の基準が定まっているわけではない。このような状況から、舞台技術者は、ホール運営に必要な職能として十分に確立されているとはいいい難い。

## (2) 人材の育成

舞台技術者の人材育成は、その制度が整備されているわけではないが、基本的には、学校等と実務を通じて行われることになる。

現実には、学校等で基礎的な知識を習得したとしても、現場での訓練が不可欠である。従って、現場経験のない人材を採用した場合、すでに専門職員のいるホールでなければ、一定期間、他の類似規模の施設での研修が行われることがよく行われる。特に、危険性のともなう作業においては、相当な熟練を要する作業もあり、短期間の研修のみでは十分とはいえない。

一方、実務を通じての育成においても、カリキュラムがあるわけではなく、それぞれの現場における状況が反映されることになり、必ずしも普遍性のあるわけではない慣習的な知識も伝えられていることもある。

人材の育成は、どこかで行わなければならない。民間の舞台技術会社において行う場合、そういう育成中の人材を現場に派遣しなければ養成はできないわけであるが、かといって業務を依頼する制作・上演側やホール側にとっては、短期的なスパンでの経済性を重視せざるをえず、養成過程のスタッフの派遣は歓迎されない。実務を通じた人材育成については、そのコストをどこが負担するのかという課題がある。

## 5. 公立ホールの役割の変化

大型の公立ホールが作られてきた時代には、公立ホールの主な役割は、招聘公演による鑑賞や貸館事業が中心であった。

しかし、近年になって中小規模の公立ホールが作られるようになり、稽古場や作業場などの創造のための空間が付属する施設が増えてくると、ホールには地域文化の振興に寄与するよう、地域での創造活動をすすめる上での役割を果たすことがいっそう期待される。

そのためのひとつの方法として、公立ホール自身が、地域での創造活動を事業として実施することが考えられる。これによって、公立ホールにも専門の制作部門が必要になり、舞台技術部門も「制作・上演」に関わることが求められるということになる。

また、単に、他の劇場・ホールで制作された作品を上演するための「受け皿」としての「場」としてだけではなく、地域住民が創造活動を行うための「場」としての役割も期待されるようになってきている。この場合、舞台技術は、より舞台の効果を高めるために専門家に依頼するという形になるか、それとも舞台技術も住民の参加を得ようとするか、二通りの考え

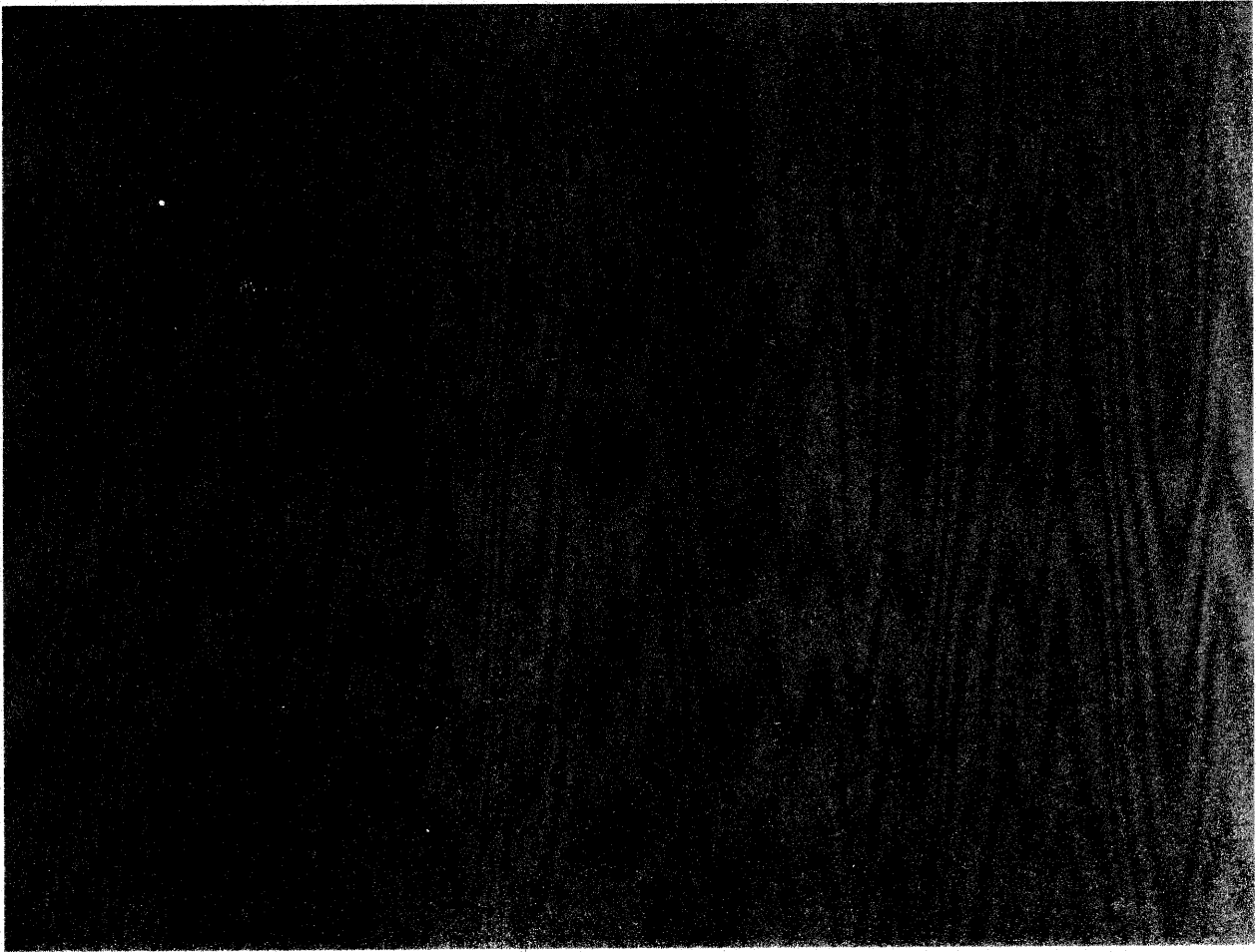
方がある。

このように、従来の貸館を前提にしてきた公立ホールにおいて、舞台技術部門のあり方自体が、事業を中心に考えるよう変化させていかなければならず、その転換をどのようにしていくかということが大きな課題となると考えられる。

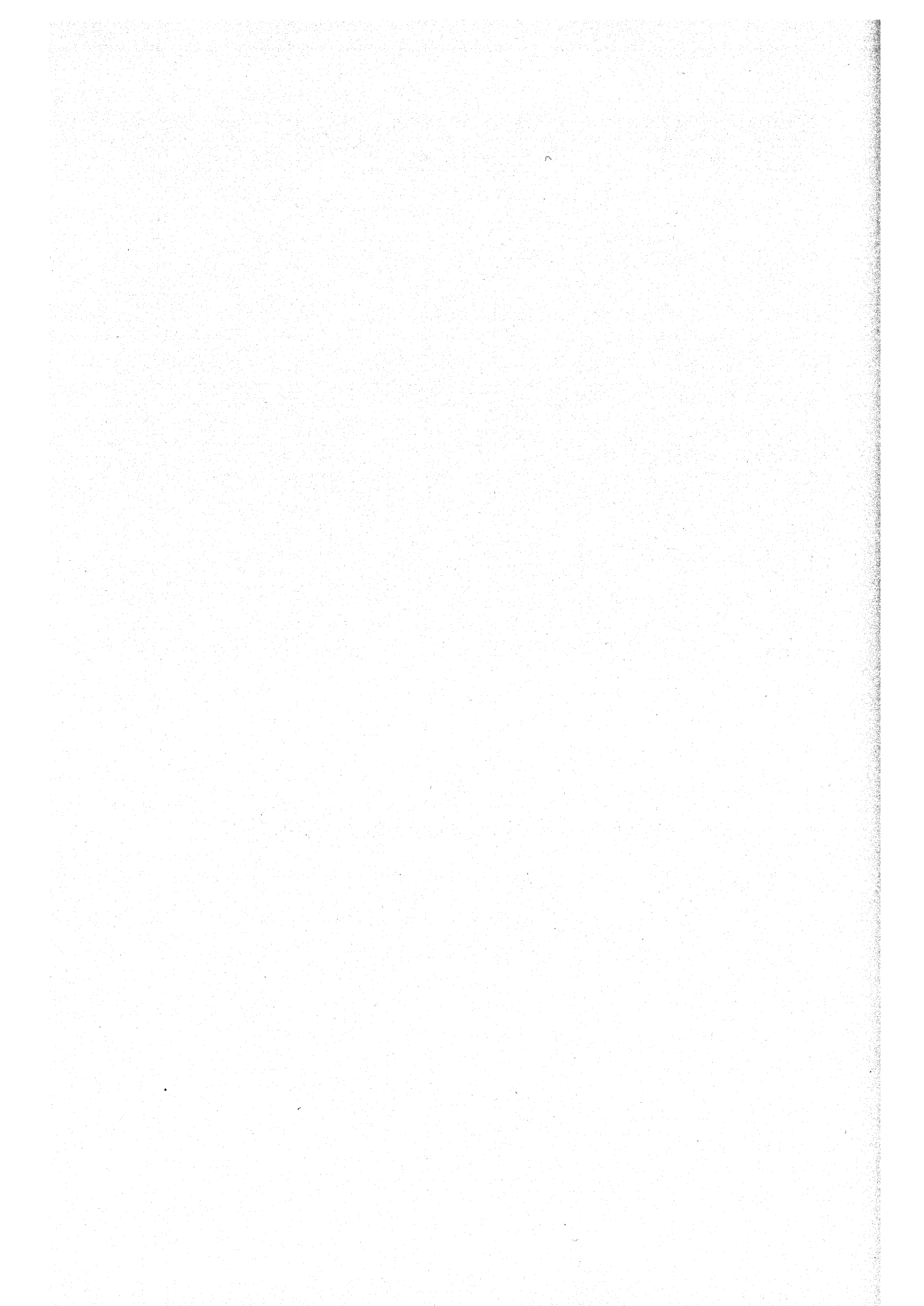
その結果として、2であげたようにホールの管理業務と演出の支援業務の分離に伴う諸問題については、解消する方向が期待できる。また解消されない限り、その役割が果たせないであろう。

その一方で、1であげた専門性に起因する課題や3であげたホールを住民に開放する上での課題は、より重要になってくると考えられる。特に、舞台技術者に見られる専門性に起因する問題点は、今後、重要性が高まるであろう制作部門の職員にとっても共通した課題となろう。





#### IV. 公立ホールのあり方と舞台技術部門



## 1. 公立ホールの役割に応じた技術部門

### (1) 公立ホールの役割の明確化

ホールの舞台技術部門は、ホールの機能の一部として位置づけられるべきであり、ホールの役割に応じて、そのあり方が決定される必要があると考えられる。

近年、多目的ホールというだけで批判の対象とされることが少なくない。しかし、これまで日本の舞台芸術の多くは、多目的ホールを土台に発展してきたといえなくもない。また、人口が10万人に満たない地域で、専用の劇場やホールを複数持つことは現実的ではないであろう。多様な用途に使えるホールでも、地域のホールとしての役割をはたすこともできよう。

むしろ多目的ホールへの批判は、施設活動に対するビジョンがなく、とりあえず施設や舞台設備だけは何にでも使えるよう十分に備えておこうとした結果、相互の設備機能を制約するようなことが往々にして起こることになり、このような無秩序な施設計画を無目的と批判したものだととらえることができよう。

従って、ホールが何をやる場なのか具体的なビジョンを持ち、その結果、ある種の用途に使うという結論が得られ、運営されれば、それは無目的にはならない。確たる運営ビジョンや運営体制もなく、施設形態だけが特定の演目に特化した「専用ホール」を作ることの方が、むしろ無目的ホールと批判されるべきである。

一般論として、ホールの立地する地域やホールの規模が違えば、そのホールが担う役割も異なってくる。同じ貸館事業を行うにしても、プロフェッショナルが借りることで、地域の人たちに多様な鑑賞の機会を提供できるようにするのか、住民自身の創造活動の機会を広げることを基本的な役割とするのか、さらには、ホール自体がどのような事業を展開して行こうとするのか、その前提条件によって、それぞれのホールに求められる施設機能のあり方が異なってくる。この機能というのは施設や舞台設備といった物理的機能だけではなく、運営体制やスタッフワークも含まれることになる。

それぞれの公立ホールが担う役割を明確にすることが、望ましい舞台技術部門のあり方を明らかにしていくための前提条件になる。

### (2) 公立ホールの役割に応じた技術部門

それぞれの公立ホールの役割が明確になれば、劇場施設・舞台設備のあり方、運営のあり方も変わってくる。

例えば、地域で演劇を作るための演劇専用劇場とは、演劇用途のためだけに舞台設備や

舞台備品が備えられていたり、客席が600席から700席ぐらいで客席から舞台が見やすいというだけで演劇専用劇場と呼ばれるのではなく、演劇を制作し上演できるハードとソフトを備えているからこそ、演劇専用劇場と呼ばれるのである。

例えば、ハードとしては、稽古場や工房などが備えられ、ソフトとして作品を制作・上演ができる組織があり、なおかつ、その組織に有能な人材が配置されることになる。もちろん舞台技術部門には創造活動に関わる人材が配置されている必要がある。

また、公立ホールでは、独占的使用を禁じるために同じ団体が連続して3日ないしは5日以上は使えないという規則を設けているところがある。この規則は貸館を主としたホールには意味のある場合が考えられるが、創造活動を行う施設にとっては適切な規則とは考えられない。つまり、ホールの活動や役割に応じたルールが必要になる。

例えば、演劇専用劇場のように役割の明確な施設の場合には、役割に応じたハードやソフトのあり方、さらには舞台技術部門のあり方も明確になる。つまりこのことが本来のホール施設にとってあるべき姿である。

地域に建つ多くの公立ホールには、ある種の汎用性が求められることになる。そのため施設については、長期的視野に立ち、変化していく施設活動を受け入れ続けていくため器としての柔軟性が必要になる。また、従来貸館事業を中心に設置された公立ホールにおいても、ハードはそのまま期待されている役割の変化に対応していかなければならない。

こうした施設においても、今後、地域でどのような役割をはたしていく必要があるのかということを確認していくことが求められる。また、役割をはたすために適した運営体制を整備していく必要がある。例えば、地域での創造活動を主導していく役割を果たすためには、専門的知識や経験を備えた制作部門も必要になってくる。

その上で、管理業務中心の舞台技術部門でよいのか、住民の創造活動を舞台技術の分野で支援していける舞台技術部門が必要になるのか、自ら創造活動の一端を担う舞台技術部門が必要なのか、その必要な役割に応じて、あり方を検討していく必要がある。

## 2. 地域のホールとしての役割における技術部門の位置づけ

ある種の汎用性を求められる公立ホールにおいても、その基本的な役割として、地域の文化活動や創造活動、あるいはその活性化や振興を担うことが、多くの地域に共通して期待されていることである。そのような役割を果たすために、これからの舞台技術部門のあり方を考えていく必要がある。



## (1) 運営に応じた技術部門

地域におけるホールの役割は、2つの方向で考えることができる。ひとつは地域の文化政策として、設置者である行政が、そのホールをどのような方向で運営しようとしているかである。もうひとつは、地域のホールとして、どのような住民のニーズに対応していくかということである。

極端な例ではあるが、巡回公演が来るような人口の地域において、住民ニーズとしても鑑賞機会の拡大が望まれているならば、巡回公演の受け皿となることもその地域のホールの基本的な役割として位置づけていくことが考えられる。

施設面では、巡回公演が行える規模の舞台の大きさや舞台設備が必要になる。また、ホール付きの舞台技術部門は、プロの技術スタッフを受け入れる用意ができていればよく、主たる日常の業務はホールの設備や機器のメンテナンスと、その情報の提供ということになる。強いて望むならば、どのような巡回公演にも対応できるよう、最新の技術情報の把握につとめることであろう。

その一方、地域での創造活動に何らかの役割を果たすために、ホール自らが創造活動を行おうとするならば、創造のための組織や人材の確保が不可欠になる。短期間での異動を基本とする行政職員だけでは、創造活動の企画や計画を継続的に行うことが難しく、専門的な知識や経験を持った制作スタッフの参画は不可欠であり、加えて創造活動に関わる舞台技術部門も必要になる。

ホールが主体となって作品を創造するというに至らないまでも、ホールを利用する住民の創造活動を支援するために、教育普及事業を行うことがありえ、このような教育事業の一環として舞台技術の普及事業を取り上げることも有意義であり、舞台技術部門が果たすことのできる役割は大きい。

また、地域のホールの利用者と最も日常的に接しているのはこの舞台技術職員であり、施設利用者のニーズについて、直接的に最も詳しく知る立場にあるとともに、施設利用者のホールの評価の良し悪しを大きく左右する要因ともなる。ホールの運営において、このような舞台技術職員からの住民ニーズ情報や提案などは、施設運営上に生かせることが少なくない。

## (2) 技術部門の最終的な責任の所在の明確化

現状の公立ホールにおいて、貸館業務を行わない施設はまずない。施設を利用する団体側の舞台技術者に対し、ホール側の舞台技術部門として、舞台での安全を確保するという意味で何らかの利用上の制約を課すことがある。

プロの公演団体が催す公演であれば、どのような施設であっても、安全に短期間で準備や撤収ができるように、利用者側で十分な知識と経験を持つ舞台技術者を確保していることが一般的である。

しかし、地域のアマチュア団体を中心に独自の作品を創造するということになれば、舞台での危険性を十分に知らない地域住民が舞台上がることも少なくない。さらには舞台技術に関わる部分にも、同様にアマチュアが関与することが考えられるが、舞台技術の操作を誤ると危険ということを知っておく必要がある。

そのため、表現の自由と安全の確保という、舞台技術に求められ、時には相反することもある与件について熟知するとともに、その責任のあり方、または所在についても明確に位置づけることが必要になる。

表現の自由と安全の確保ということに関して、技術的判断を行うのは舞台技術の専門職員の役割であるが、その判断の結果として必要になる費用や時間については、舞台技術に関わる職員が負う責任範囲をこえる問題となる。例えば、特殊な演出を行うのにもない、安全に準備を行うためには、準備期間を延長することやスタッフの増員などが必要になるという判断がありうる。その場合、必要になる延長分の使用料金や増員分のコストを利用者に負担してもらうことや、自主事業であれば予算措置をすることが必要になる。技術的な判断であっても、その判断の責任は運営責任者である館長ということになる。つまり、館長職に判断について必要な知識や経験が求められることになる。

さらに近年では、複雑で高度化した舞台を運営していく上で、舞台機構、舞台照明、舞台音響、それぞれの舞台技術部門全般の責任者として、技術監督という職名を置く施設もあらわれはじめている。

### 3. 民間や住民との協働

#### (1) 民間舞台技術会社との協働

今日の公立ホールの舞台技術部門における民間の舞台技術会社のスタッフの果たしている役割には重要なものがある。

貸館を主体とする公立ホールでは、舞台技術部門が主として舞台設備の管理運営業務を担っているが、近年の公立ホールの事業展開として創造活動に関わる業務が増えてきている。

このためフレキシブルな業務態勢が可能で、なおかつ舞台作品の創造活動に直接関わる機会が少なくない民間会社の技術スタッフが導入されることは、表現活動を行っていく上での管理業務の実現にとってもひとつの有効な手法であると考えられる。

公立ホールの舞台技術部門は、本来、舞台芸術や舞台技術に関わる業務だけを行っていればよいはずであるが、事業の企画・制作に関わる職員が配置されず、慢性的な人員不足の結果、舞台技術者がそれらのことを含め、ホール運営全般にわたった職務を行わざるを得ない状況が往々にして起こっている。また、前述したようなホールの舞台技術にかかる判断の役割を、ホールの運営主体が負わずに委託先の民間会社が負うことも間々あることで、公立ホールとしての責任を持った運営が可能かどうか疑問視するむきもある。

公立ホールとしての役割を踏まえ、舞台技術上の判断の責任を持てる職員の配置、現場の情報を運営に活用できる体制を基本に、その上で民間技術会社のスタッフと協働することが本来の姿であると考えられる。

#### (2) 住民の舞台技術への参加ビジョン

創造活動への参加や体験は、舞台への関心度を高め、地域の文化活動ということでは有効な手段のひとつである。

そのためには、この種の施設や舞台設備について熟知している舞台技術者が必要とされ、それによって、よりの確な表現が可能になるなど、作品の完成度が上がることが期待できる。また、作品の完成度が上がることは参加意欲の向上や、より表現への理解が深まるという意義がある。

その一方で、住民が舞台技術について知ること、また意義がある。舞台技術を経験することで、観客として同じホールに行った場合でも、演出や表現手法に関して、また違った理解ができることになる。

さらに、舞台での仕事への理解が深まることで、ホールの事業への積極的な参加意識が

起こったり、ホールの運営を支えようという意識も生まれ、その結果、住民参加事業に参加することがあれば、「地域住民のホール」としてアイデンティティの確立が促進されることになる。

このような、住民の舞台技術への理解を高めていく上では、作品の創造活動に参加するという形だけではなく、教育普及事業として、舞台技術を取り上げるということもありうる。このような事業の体験を通して、舞台技術ボランティアを組織している例も見られる。

当然、舞台技術部門には危険がともなうため、住民が参加する場合には、専門家による指導が不可欠であり、安全確保についても十分に指導し、専門的な知識や技能も教える必要がある。

従って、住民の舞台技術への参加には、ホール付きの舞台技術を熟知した専門職員で、なおかつアマチュアの指導に見識のある人物の必要が不可欠である。

ただし、舞台技術ボランティア事業というのは、この延長線上にあるのではなく、全く別に検討される必要がある。

#### 4. 公立ホールの舞台技術専門職員の確保と研修

公立ホールでは、鑑賞事業、住民参加型事業の違いはあっても、上演される作品を通して、相互の人的な交流を生むことになる。その効果を高めるためには、ホール付きの舞台技術職員とはいえ、創造活動や表現について十分な知識や理解が必要である。このことは、舞台技術者の職能の重要な一部をなすものである。

近年の公立ホールの事業の多様化を考えると、創造活動や制作・上演に対する理解と技術を持った人材を確保することが必要になってくるものと考えられる。例えば、舞台技術職員としては1人しか採用できず、他に必要な人材は民間に委託するといった場合であれば、舞台作品の上演に至る進行をつかさどる職能である舞台監督としての技能や経験を持った人材を確保するということも考えられる。

しかしながら、少数の専門性を持った人材を確保する場合、組織の硬直化をどう避けるのかという問題は、組織全体の構造や運営主体のあり方として、議論を深めていく必要がある。

舞台技術者は、多くの場合実務を通じて育成が行われてきており、貸館を主とする公立ホールでは、創造に関与する機会が少なく、育成が難しいという面もある。

創造活動に関わることが少ない貸館主体のホールの舞台技術者にとっては、創造活動のための研修、表現のための研修が重要な意味を持つ場合がある。そのため、一定の期間、活発な創造活動を行っているホールで実務を通じた研修を行っている例も少なくない。

また、舞台技術を教育普及事業にとりあげ、舞台技術職員が指導を行うことは、舞台技術者自身にとっても、自らの知識や経験を普遍化・体系化することにつながり、自身の職能について認識を深めるという効果もある。

また、技術だけにとどまらず、公立ホールのあり方や市民との関係などに対する問題意識を持ち続けられる仕組みも必要とされよう。

一方、専門の舞台技術者を職員として確保できないまま、運営を行わなければならない公立ホールにとっては、舞台技術の運用を通じて職員の研修を積み重ねていく必要がある。

この場合、最も必要になるのは安全講習である。つまり、専門的な技能がなくとも行ってよい舞台技術に関わる運用範囲の明確化などは重要な課題となる。

また、安全確保に努力したとしても、人間が携わる以上は事故を0にすることはできない。人身事故の場合には、まず通報であるが、予め想定していなければ、誰が連絡を行うかということでさえ混乱が生じるおそれがあり、規模の大きなホールであれば緊急車両をどこにつけるかというだけでも手間取ることがある。事故発生の際の対応等のマニュアル制作や訓練、緊急車両が来るまでの対応などを、研修の一環として行っておくことが必要となる。

## 5. 公立ホールの舞台技術部門のあり方

― 劇場・ホール施設と舞台技術者というものは必ず一体のものとして考える必要がある。しかし、ホールの舞台技術部門に必要な専門性を、民間の舞台技術会社のスタッフに委託しようにも、民間舞台技術会社のない地域や常駐委託を行うだけの業務量のない公立ホールというのもたくさんある。

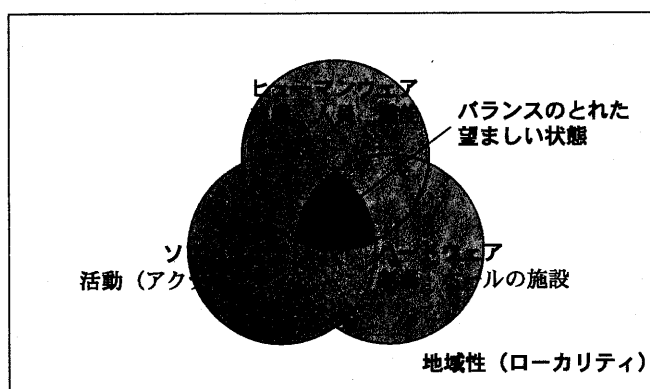
つまり、原則どおりに、専門性の高い舞台技術職員を常時確保できない公立ホールが存在するということである。

ただし、このことは結果として生じたことであり、本来は劇場・ホールというハードウェアとそこで行われる活動（アクティビティ）、つまりソフトウェアが、それらを運用していく組織、人員、職能といったヒューマンウェアによってバランスよく結びつけられるべきである。そういった意味から考えると、ハードウェアとそれに見合ったヒューマンウェアが確保

できない劇場・ホールというのは、ソフトウェアという側面を含めて、何らかの点でバランスを欠いているということが言えるのではないだろうか。

また、このことに加えて、この種の施設が置かれる（建つ）地域というものも重要なキーワードになってくる。北海道と沖縄では、気候や風土に大きな違いがあり、その上に立つ文化軸は同質のものではないのが一般的である。このようなローカリティがその成り立ちに影響するのも、劇場・ホール施設の大きな特徴となっている。

図-27 舞台技術部門のあり方の要因



ここでは特に公立ホールの舞台技術部門のあり方について、様々な視点から検討を加えてきたが、いくつかの問題点が顕在化してきている。それらは大きくわけて、2つの側面からとらえることができるのではないだろうか。

まず第一には、舞台技術者（あるいは部門）を取りまく現状、つまり外的な要因である。具体的には、職責の捉え方の違いが、地域あるいは劇場・ホールによってまちまちであることに起因して、舞台技術者の職能というものが未分化、未確立であるという問題である。

誰れもが認めるように、劇場・ホールの舞台を運用していくためには、舞台技術者の存在は不可欠なことである。特に、高度化した舞台設備や複雑な演出に対応していくためには、十分な知識と経験を備えた舞台技術者が必要とされる。

しかし、残念ながら、これらの職能を育成するシステムや機関は、舞台芸術が社会資本として整備されている欧米との比較において、その整備が遅れていると言わざるをえないのが現状である。また、舞台芸術と常に一定の距離を保ってきた公立ホールという組織環境の中では、まだこの種の職能に対する理解や重要性についての認知が十分でないことも懸念される。

いずれにせよ、上記の図に示したように、舞台技術者（あるいは部門）というものは、ハードウェアやソフトウェアと切り離して考えるべきではなく、ヒューマンウェアの中でも、

制作あるいは事業、総務、庶務などの組織としてのバランスを捉えて議論、検討されていく必要がある。

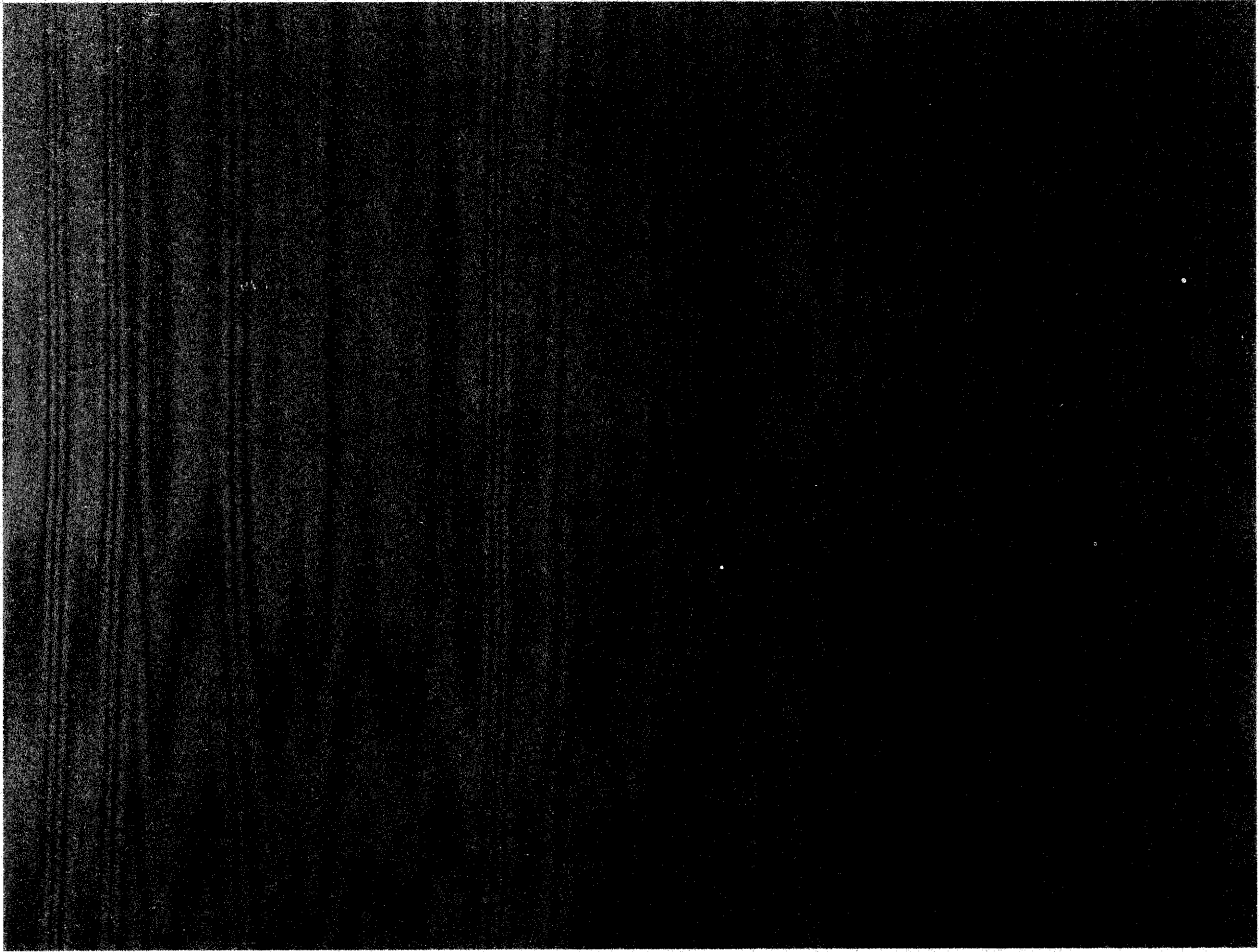
また、もう一方、舞台技術者自身が認識し、変わっていく必要もあると考えられる内的な要因があげられる。具体的には、舞台技術者が舞台を支えていくために必要であることをより広くアピールしていく必要があるのではないだろうか。このことは、外的な要因からだけでなく、自らが舞台技術者という職能を確立していくことであり、意識の改革も含めて必要とされてきている。

もちろん、そのためには、十分に職能として認められる高い技術や豊富な経験、あるいは確かな知識というものが求められることになる。

しかし、このことによって、初めて新しい職能として、相応しい評価がなされ、また新しい人材にとっても道を整備することになることが期待される。







## 参考 事例調査資料

財団法人 北海道文化財団

盛岡市民文化ホール（財団法人盛岡市文化振興事業団）

富山県教育文化会館（財団法人富山県文化振興財団）

広島市文化創造・中区民文化センター（財団法人広島市文化財団）

喜多方プラザ文化センター（喜多方地方広域市町村圏組合）

會津風雅堂（財団法人会津若松文化振興財団）



# 財団法人 北海道文化財団

北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル6F (tel) 011-272-0501 (fax) 011-272-0400  
 各種の文化事業を行う財団で、現段階では、直接、ホール施設の運営は行っていない。

立地地域人口 北海道：5,692,321人

## 舞台技術に関する取り組み

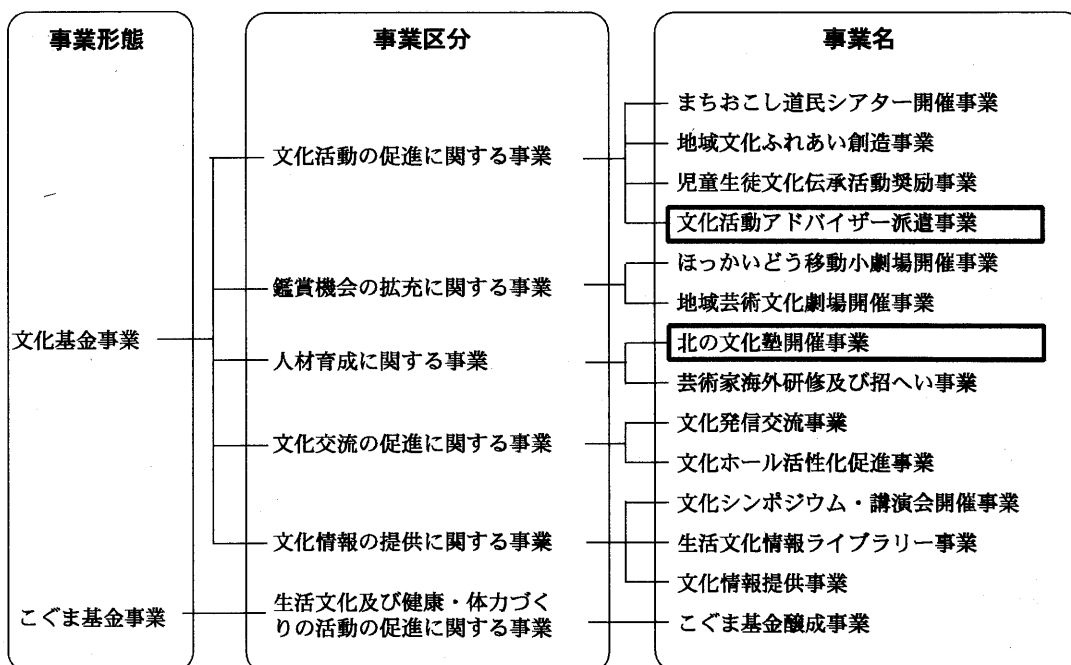
### 文化活動アドバイザー派遣事業

地域において文化活動に取り組んでいる団体等からの要請に応じて、文化活動アドバイザーを派遣し、助言、情報提供などによって道民の文化活動を支援する。「文化企画」の文化活動アドバイザー派遣に加え、98年度からは「舞台技術」アドバイザーの派遣も行うようになった。

### 北の文化塾開催事業

舞台技術講座（98年度は3日間/64人参加）：公立文化ホール等の舞台技術職員等で、経験年数4年程度までの者を対象に、舞台・照明・音響の各コースに分かれ、講座と模擬公演の実技等を実施。

## 事業実施体系



# 盛岡市民文化ホール（財団法人盛岡市文化振興事業団）

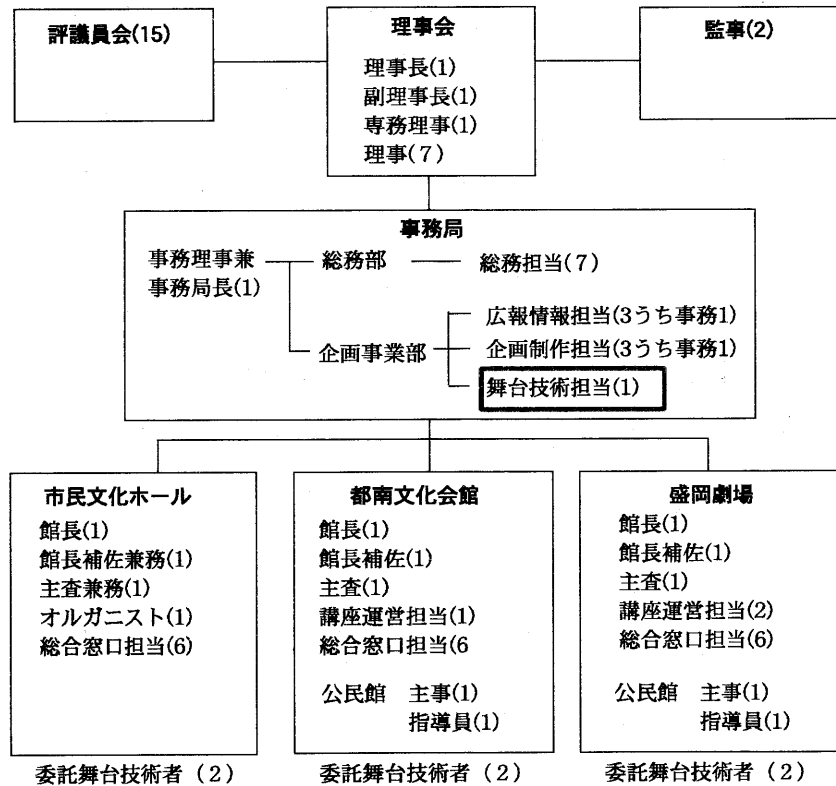
盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 (tel) 019-621-5100 (fax) 019-621-5101

## 財団法人盛岡市文化振興事業団の運営している主な施設の概要

盛岡市民文化ホール	ホール施設	シアター(1516席)と小ホール(356席)の2つ
都南文化会館	ホール施設	シアター(1,056席)
盛岡劇場	ホール施設	シアター(516席)と平戸間(約100席)の2つ

立地地域人口 岩手県盛岡市：287,700人

## 組織体制



## 技術部門の状況

各館直営方式であったが、財団組織になり、本部の舞台技術担当が盛岡市民文化ホールの舞台技術部門を担当するとともに、他の2カ所のホールについても舞台技術面での総括を行っている。この2ホールにおける利用者のニーズなど現場レベルでの情報を、それぞれのホールの運営に反映させることや、それぞれのホールの現場での技術的判断への対応など、常駐していないホールについての配慮が課題。

# 富山県教育文化会館（財団法人富山県文化振興財団）

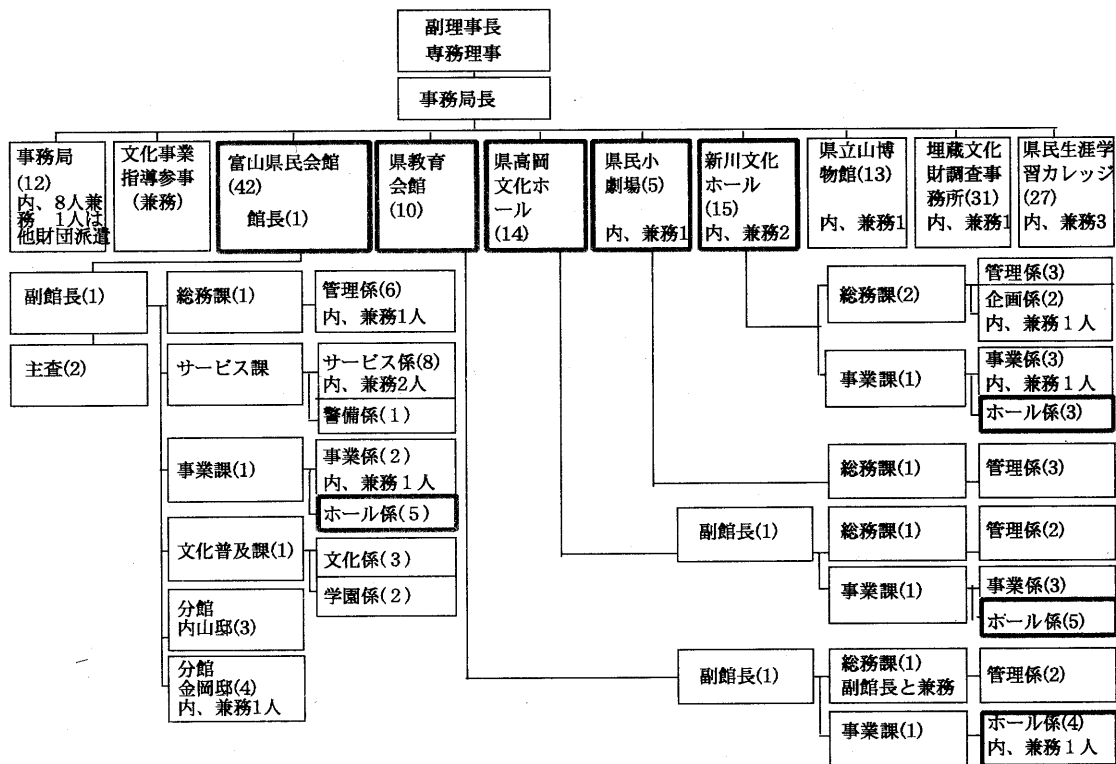
富山県富山市舟橋北町7-1 (tel) 0764-41-8635 (fax) 0764-41-8184

## 運営している主な施設の概要

富山県民会館           ホール施設           シアター(1217席)  
 教育文化会館       ホール施設           シアター(700席)  
 他

立地地域人口           富山県：1,123,125人

## 組織体制



## 技術部門の状況

舞台技術職員は、財団職員であり、専門職員である。性格の違った複数のホールを異動することで、幅広い専門性を身につける上で効果がある。

事業として、一般市民に対する舞台技術の講座を、舞台技術職員がテキストを制作し、講師となって開設している。

この講座の参加者によって「ホール・サポーター」という制度が作られており、各施設でのアマチュアの公演の手伝い等を行っているが、現在は3期目であり、制度的にもボランティア参加者の技術レベルの点でも、今後に期待する段階といえる。

ただし、舞台芸術以外の施設との異動には、専門性に留意する必要があるだろう。

## 広島市文化創造・中区民文化センター（財団法人広島市文化財団）

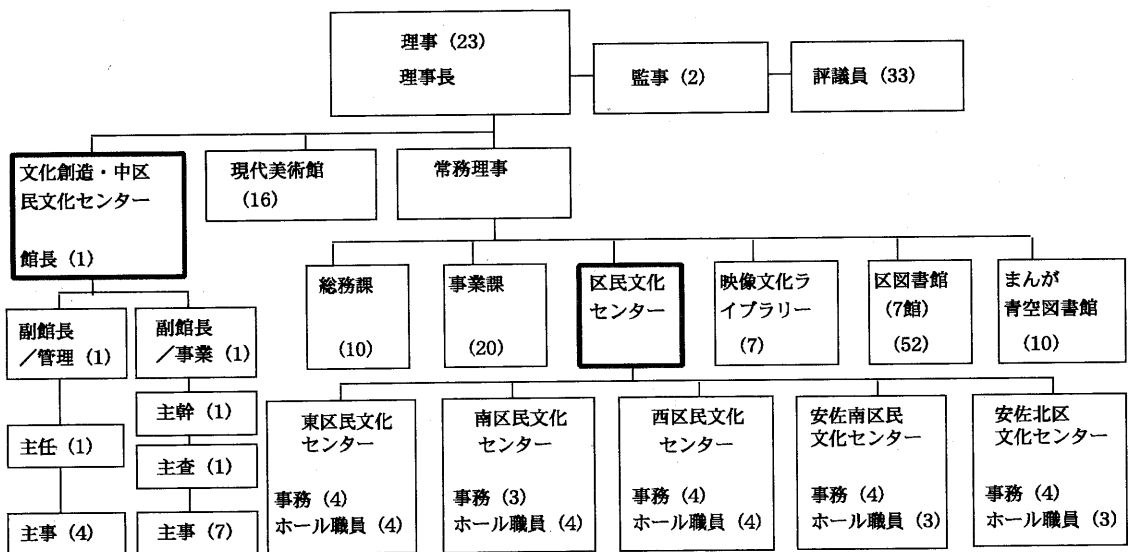
広島県広島市中区加古町4-17 (tel) 082-244-8000 (fax) 082-246-5808

### 財団法人広島市文化財団が運営している主な施設の概要

広島市文化創造・中区民文化センター	ホール施設	シアター(1204席と547席) 2つ
東区民文化センター	ホール施設	シアター(544席)
南区民文化センター	ホール施設	シアター(551席と149席) 2つ
他		

立地地域人口 広島県広島市：1,108,888人

### 組織体制



### 舞台技術部門の状況

ホールの舞台技術担当職員は財団のプロパー職員であり、各ホールの間を異動する。

舞台技術に関して職員は、「管理」「立会い」「メンテナンス」業務を行い、デザインやオペレーションなどは行わない。

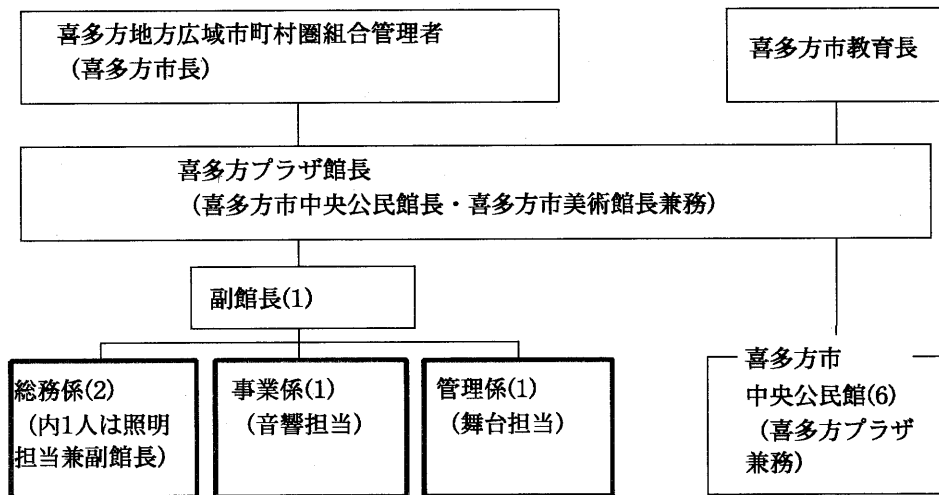
## 喜多方プラザ文化センター（喜多方地方広域市町村圏組合）

福島県喜多方市字押切川向5364-1 (tel) 0241-24-4611 (fax) 0241-24-4611

施設の概要 ホール施設 シアター(1176席)と小ホール(約400席)の2つ

立地地域人 福島県喜多方市：37,532人

### 組織体制



### 舞台技術部門の状況

組織図における4人の職員のうち、3人は舞台技術の専門職員であり、職員のみで対応することができない作業をボランティア・スタッフが行っている。

原則として、職員は管理業務以外を行わず、制作・上演に関わる業務は別途に専門家に依頼しない場合、ボランティア・スタッフが行うが、職員はその指導や安全管理も行う。

ボランティアグループは「裏方の会」といい、15年前のオープン時に導入されたもので、我が国における先駆けのひとつといえよう。デザインや仕込みの進行管理も行うが（有償）、プロの舞台には参加しない。

課題としては、ボランティアへの新規の参加者が少なく、主要メンバーが参加しにくい年齢層になってきたことや、ボランティアを依頼する側に、同じ住民の活動であるという意識が希薄になってきていることがある。

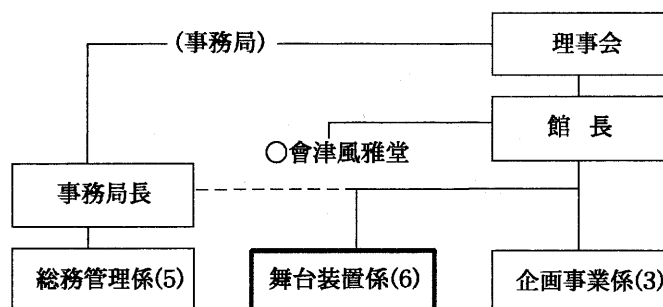
## 會津風雅堂（財団法人會津若松文化振興財団）

福島県会津若松市城東町12-1 (tel) 0242-27-0900 (fax) 0242-29-8321

施設の概要 ホール施設 シアター(1752席)

立地地域人口 福島県会津若松市：119,640人

### 組織体制



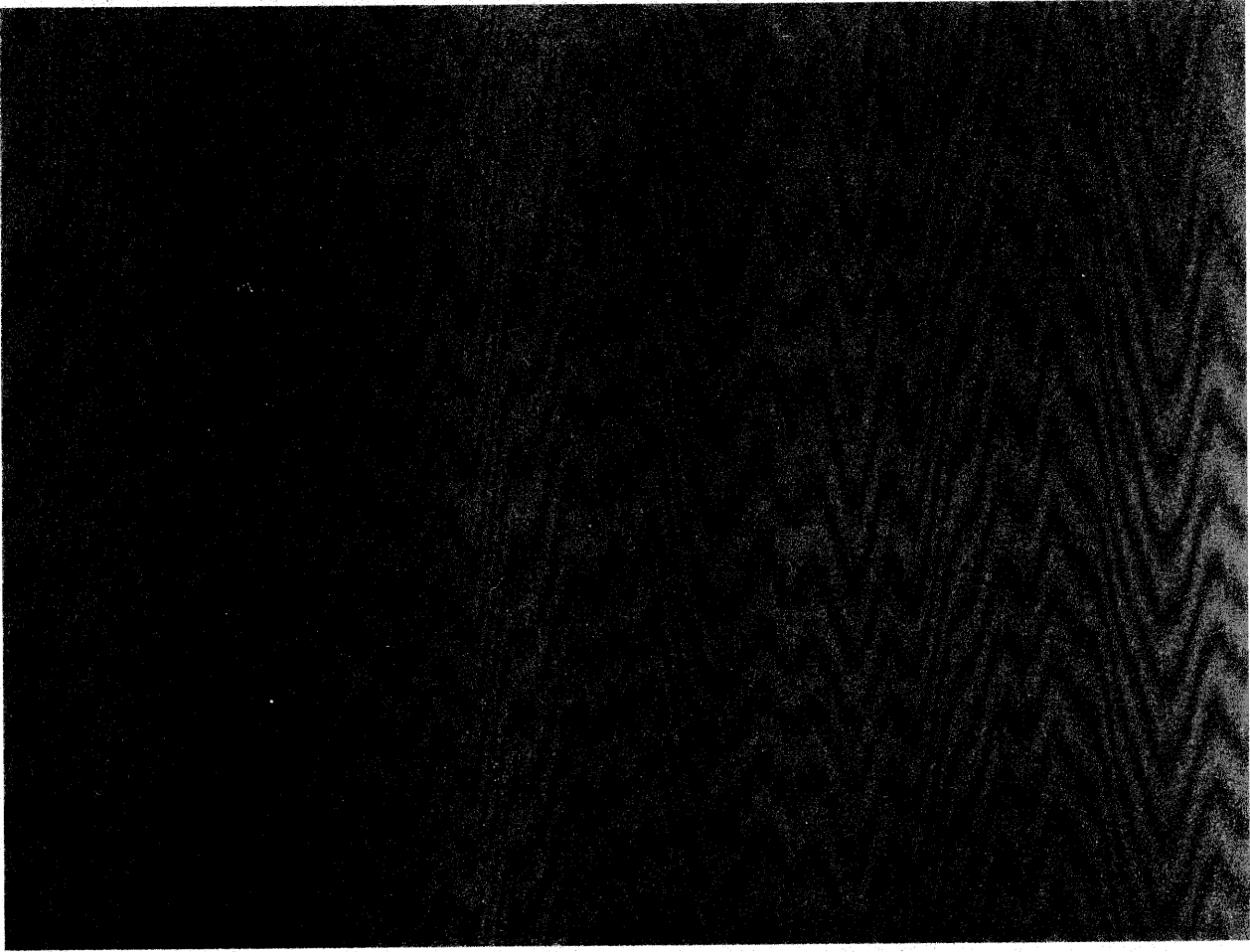
### 舞台技術部門の状況

技術職員が6人であり同規模の施設では少ない人数ではないが、近隣に舞台技術会社がなく、職員だけでの対応には限度がある。

ホールボランティアを導入しているが、発展過程にある。

住民によってホール運営を支えるという意義が大きく、また、ボランティアのスタッフをうまく活用している住民の団体もあり、取り組んでいる。





参考 公立ホールの舞台技術部門に関するアンケート調査票



## 公立ホールの舞台技術部門に関するアンケート調査票

このアンケートは公立ホールにおける舞台技術部門の運営や業務の実態について、基礎的なデータを得るために実施するものです。

舞台技術部門とは、照明・音響機器のセッティングや操作、舞台機構の操作、舞台備品のセッティングなど、上演に必要な舞台設備や備品を扱う分野をいいます。

回答にあたっては、選択肢は最もあてはまる項目(番号)を選び、○等で囲んでください。空欄についてはご記入をお願いいたします。

報告書の作成にあたっては、個々のホールが特定できるような形では公開はいたしません。特に個人の情報が含まれる部分については、集計にあたり統計的にのみ処理いたします。

ご多忙とは存じますが、8月26日までに、同封の封筒にて返送いただくようお願いいたします。

調査票に関する問い合わせ先

(株)シー・ディー・アイ 担当 西村・星野  
TEL. 075-253-0660 FAX. 075-253-0661

### 1. 施設の概要についてお尋ねします。

ふりがな		連絡先		
ご記入者名		TEL	FAX	
施設名称		席数	利用率注1	タイプ注2
ホール名称			%	劇・平・音
			%	劇・平・音
			%	劇・平・音
			%	劇・平・音
運営主体	<input type="checkbox"/> 直営・ <input type="checkbox"/> 別法人( )			
運営主体が他に運営するホール 5施設を超える場合は代表的な施設	施設名称	ホール名称	席数	タイプ注2
				劇・平・音
				劇・平・音
				劇・平・音
				劇・平・音

注1: 利用率は、利用のある日/利用の可能な日としてください。

注2: タイプについては、劇: 舞台と傾斜客席を持つ劇場型のホール、平: アリーナ型やボックス型、音: コンサートホール型から選択してください。

2. 平成10年7月1日現在の組織図、事務分掌のコピーをお送りいただくようお願いいたします。

組織図については下記をご参考いただき、人数のご記入をお願いいたします。なお、ご記入に際しては、常勤・非常勤の別、委託業者の常駐職員や嘱託・アルバイト等の人数がわかるようお願いいたします。

組織図の例

館長(非常勤)－事務局長－事業課－事業係4(うち嘱託2)－常駐委託2 ー総務係2(うち嘱託2) ー管理課－施設係2 ー舞台技術係6－常駐委託5	常勤職員                   13人 嘱託・アルバイト       4人 業者常駐                   7人
--	--

3. 自主事業についてお尋ねします。(平成9年度)

3-1 年間総予算 (千円)

3-2 年間事業数 \_\_\_\_\_

3-3 主な事業の概要

	実施日	事業名	公演数	自主制作
例	1997年11月3日	〇〇コンサート	2	○

自主制作の項は、ホール自ら制作までを行った事業であれば○を記入

4. ホール独自で、設備や備品に関する管理運営規則を定めていますか。

1. 定めている
2. 特に定めていない

5. 舞台技術部門の職員についてお尋ねします。

5-1 ホールに常勤している職員のうち、技術職の人数(舞台技術業務に従事していない職員を含む)  
 舞台技術 人、電気 人、建築 人、その他( ) 人、その他( ) 人

5-2 舞台技術部門を総括する責任者の有無

1. 舞台技術の専門職から定めている。
2. 舞台技術の専門職ではないが定めている。
3. 照明・音響・舞台等、分野ごととなっている。
4. 事実上、委託先のスタッフが総括している。
5. 特に舞台技術部門だけを総括する責任者は定めず、他部門と一体的に総括している。
6. その他 ( \_\_\_\_\_ )

5-3 ホール職員のうち、舞台技術部門(照明・音響・舞台等)に関わる人数

職員 人(内非常勤 人、嘱託 人)									
内訳	技術部門	年齢	性別	在職期間	前職	職種	主な分野	舞台技術経験	舞台技術関連資格注1
例) 常勤・その他	専任・兼任	40	男	4年	商工観光課	一般・専門	照明・音響・舞台・その他	20年(アマ劇団)	電・高・照・舞・他( )
常勤・その他	専任・兼任					一般・専門	照明・音響・舞台・その他		電・高・照・舞・他( )
常勤・その他	専任・兼任					一般・専門	照明・音響・舞台・その他		電・高・照・舞・他( )
常勤・その他	専任・兼任					一般・専門	照明・音響・舞台・その他		電・高・照・舞・他( )
常勤・その他	専任・兼任					一般・専門	照明・音響・舞台・その他		電・高・照・舞・他( )
常勤・その他	専任・兼任					一般・専門	照明・音響・舞台・その他		電・高・照・舞・他( )
常勤・その他	専任・兼任					一般・専門	照明・音響・舞台・その他		電・高・照・舞・他( )
常勤・その他	専任・兼任					一般・専門	照明・音響・舞台・その他		電・高・照・舞・他( )
常勤・その他	専任・兼任					一般・専門	照明・音響・舞台・その他		電・高・照・舞・他( )
常勤・その他	専任・兼任					一般・専門	照明・音響・舞台・その他		電・高・照・舞・他( )
常勤・その他	専任・兼任					一般・専門	照明・音響・舞台・その他		電・高・照・舞・他( )
常勤・その他	専任・兼任					一般・専門	照明・音響・舞台・その他		電・高・照・舞・他( )
常勤・その他	専任・兼任					一般・専門	照明・音響・舞台・その他		電・高・照・舞・他( )
常勤・その他	専任・兼任					一般・専門	照明・音響・舞台・その他		電・高・照・舞・他( )
常勤・その他	専任・兼任					一般・専門	照明・音響・舞台・その他		電・高・照・舞・他( )
委託業者の常駐職員 ( )社 ( )人									

注1 電：電気主任技術者 高：高所作業 照：照明技術者技能認定 舞：舞台機構調整技師

5-4 ホールに常勤している舞台技術(照明・音響・舞台等)に関わる職員の勤務ローテーション

1. 勤務形態 通常・変則

2. 変則の場合

勤務時間帯	A ( : ) ~ ( : ) B ( : ) ~ ( : ) C ( : ) ~ ( : ) D ( : ) ~ ( : )
月間	A 日、B 日、C 日、D 日、その他( ) 日 休日 日

3. 残業や代休等で処理することが月間 ( ) 日程度ある。

5-5 舞台技術の専門の常勤職員がいない場合、その理由

1. 必要に応じて委託すればよく、常勤職員の必要性を感じない。
2. 常勤職員の必要性は感じるが、適当な人材が得られない。
3. 制度的に、専門職として雇用することが難しい。
4. その他 ( )

5-6 舞台技術・技能に関する研修の実施状況(複数回答)

1. 外部の施設等に一定期間、派遣している 年間 ( ) 人 × ( ) 日 程度
2. 外部の施設や機関での実習を含む講習会に出席 年間 ( ) 人 × ( ) 日 程度
3. 外部の施設や機関での実習を含まない講習会に出席 年間 ( ) 人 × ( ) 日 程度
4. 施設に講師等を招聘し講習会等を行っている 年間 ( ) 人 × ( ) 日 程度
5. 施設内部のスタッフで講習会等を行っている 年間 ( ) 人 × ( ) 日 程度
6. 近隣の施設と共同で持ち回り等の講習会を行っている 年間 ( ) 人 × ( ) 日 程度
7. その他 ( ) 年間 ( ) 人 × ( ) 日 程度
8. 特に舞台技術に関しての制度としては設けていない

6. 利用者に対する対応についてお尋ねします。

6-1 以下のような業務については、どのようなスタッフが主に対応されているでしょうか。

1. 日常の照明・音響・舞台の設備・備品の管理(メンテナンスを除く)  
一般の職員・専門の職員・常駐業者・必要に応じ委託・ボランティア等・やっていない・その他( )
2. 照明・音響・舞台の設備・備品等の点検、更新等における業者との対応  
一般の職員・専門の職員・常駐業者・必要に応じ委託・ボランティア等・やっていない・その他( )
3. 貸館事業、委託制作の事業における主催者やプロダクションとの技術面の打ち合わせ  
一般の職員・専門の職員・常駐業者・必要に応じ委託・ボランティア等・やっていない・その他( )
4. 公演時の舞台等設営の前後のチェック  
一般の職員・専門の職員・常駐業者・必要に応じ委託・ボランティア等・やっていない・その他( )
5. 公演時の立ち会い  
一般の職員・専門の職員・常駐業者・必要に応じ委託・ボランティア等・やっていない・その他( )
6. ホールに常備していない設備・備品の手配  
一般の職員・専門の職員・常駐業者・必要に応じ委託・ボランティア等・やっていない・その他( )
7. 自主制作事業における技術部門(照明・美術)のデザイン(外部に依託しない場合)  
一般の職員・専門の職員・常駐業者・必要に応じ委託・ボランティア等・やっていない・その他( )
8. 自主制作事業における舞台設備や備品の準備・仕込み  
一般の職員・専門の職員・常駐業者・必要に応じ委託・ボランティア等・やっていない・その他( )
9. 自主制作事業における舞台設備の操作  
一般の職員・専門の職員・常駐業者・必要に応じ委託・ボランティア等・やっていない・その他( )
10. 一般への舞台技術の講習・研修  
一般の職員・専門の職員・常駐業者・必要に応じ委託・ボランティア等・やっていない・その他( )

6-2 以下のような作業について、一般の利用者による操作を制限されているでしょうか

- |                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| 1. 舞台機構操作卓        | 職員や業者のみに制限・条件により操作可能・制限しない |
| 2. 綱元操作           | 職員や業者のみに制限・条件により操作可能・制限しない |
| 3. 照明操作卓          | 職員や業者のみに制限・条件により操作可能・制限しない |
| 4. 高所の照明器具の吊り込み調整 | 職員や業者のみに制限・条件により操作可能・制限しない |
| 5. 音響操作卓          | 職員や業者のみに制限・条件により操作可能・制限しない |

6-3 舞台技術に関する知識等のない利用者への対応はどうされていますか。(複数回答)

1. 一般の職員が対応する
2. 舞台技術専門の職員が対応する
3. 常駐依託の業者が対応する
4. 必要に応じ専門業者を紹介する?所在地：市町村内・県内・県外 ( ) 県
5. ボランティア等を紹介する。
6. 利用者で対処して貰う

6-4 利用者用の資料についての有無

利用料金表	有・無・その他( )注1		注2
設備の仕様等の解説書	有・無・その他( )		
舞台設備・備品リスト	有・無・その他( )		注2
舞台設備・備品の利用料金表	有・無・その他( )		
舞台仕込用平面図	有・無・その他( )	縮尺	
舞台・吊り物類断面図	有・無・その他( )	縮尺	
楽屋平面図	有・無・その他( )		
客席配置図	有・無・その他( )		

注1：その他については、「必要に応じてコピー等で対処」「最新のものではないが、補足説明をして利用している」等、配布できる資料は常備していないが、対応が可能な場合に、対応方法をお書き下さい。

注2：利用料金表、舞台設備・備品リストについては、備ええられる場合、回答に同封をお願いいたします。

7. 舞台技術部門について事業委託をされている場合、委託先について1社ごとにお尋ねします。

委託の分野 (複数回答)	委託内容 (複数回答)	常駐契約の有無	契約方法 (複数回答)	事業所の所在
照明・音響・舞台・映像・その他( )	管理・操作	有( )人・無	単価・総価	市町村内・県内・県外
照明・音響・舞台・映像・その他( )	管理・操作	有( )人・無	単価・総価	市町村内・県内・県外
照明・音響・舞台・映像・その他( )	管理・操作	有( )人・無	単価・総価	市町村内・県内・県外
照明・音響・舞台・映像・その他( )	管理・操作	有( )人・無	単価・総価	市町村内・県内・県外
照明・音響・舞台・映像・その他( )	管理・操作	有( )人・無	単価・総価	市町村内・県内・県外

8. ホールのボランティアについて、お尋ねします。

8-1 ホールとして、住民等のボランティアのスタッフを採用されていますか。

1. いる 総数( )人
2. いない(問9へ)

8-2 ホールのボランティアの内容

分野	有無	人数 注1	報酬
舞台技術分野	有・無	人	有償・実費支払・無償
自主事業等の企画への参加	有・無	人	有償・実費支払・無償
自主制作事業における制作・運営	有・無	人	有償・実費支払・無償
ホールや事業の広報・販売	有・無	人	有償・実費支払・無償
事業実施時の案内・場内整理	有・無	人	有償・実費支払・無償
その他( )	有・無	人	有償・実費支払・無償
その他( )	有・無	人	有償・実費支払・無償

注1：人数については、それぞれの分野ごとに開関する人数をお書き下さい。分野が重複している場合、合計数が8-1の人数と一致しなくても構いません。

8-3 舞台技術に関わるボランティアの安全対策

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 1. 研修・講習等の実施        |                  |
| 電気機器の取り扱いに関する研修・講習  | 実習を含む研修・講習のみ・無   |
| 高所での作業に関する研修・講習     | 実習を含む研修・講習のみ・無   |
| 舞台機構等の取り扱いに関する研修・講習 | 実習を含む研修・講習のみ・無   |
| その他（                | ） 実習を含む研修・講習のみ・無 |
| その他（                | ） 実習を含む研修・講習のみ・無 |
| 2. 保険等への加入          | 全員加入・希望者・事業毎・無   |
| 3. ボランティアの作業内容の制限   | 有(下の表にご記入ください)・無 |

作業に必要な条件等		制限される作業の内容
例	監視と操作の2人1組でないと制限	舞台機構操作卓の操作、網元操作
条件によって制限	研修・講習等への出席状況により制限している	
	職員の立ち会いのない場合、制限している	
	所定の服装や装備によらない場合に制限している	
条件によらず、制限している作業内容		

4. その他の安全対策

-----

-----

-----

9. 回答への補足、その他、公立ホールの舞台技術業務、舞台技術職員に関して、日常、お感じになっていることがあれば、どのようなことでも、お書きください。

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----





## 公立ホールの舞台技術に関する調査研究

調査・発行 財団法人地域創造  
〒107-0052  
東京都港区赤坂 6-1-20  
国際新赤坂ビル西館13階  
TEL. 03-5573-4050  
FAX. 03-5573-4060

調査委託 (株)シー・ディー・アイ

発行日 1999年 3 月



この調査研究はジャンボ宝くじの売上金から助成を受けて実施したものです。